

序 論

第1章 後期基本計画の策定にあたって

第1節 後期基本計画の目的

中城村では、平成24年度に平成33年度を計画期間とする第四次総合計画を策定し、村の将来像を「心豊かな暮らし～住みたい村、とよむ中城～」と定め、豊かな自然や文化をはじめとする本村の特性を活かした村づくりを推進してきました。

第四次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画により構成されていますが、平成28年度に前期基本計画が最終年度を迎えることから、平成29年度から平成33年度までを計画期間とする後期基本計画を策定し、引き続き基本構想の実現を図っていく必要があります。

前期基本計画においては、順調に推移する村の人口増加を背景に、新しい時代へと移り変わっていく村の将来像を村民の皆さんと共有しながら、住みたい村を目指していくための道筋を示しました。その後の4年間で、村の人口は2万人に迫る増加を示し、特に区画整理事業が完了した南上原地区は、県内でも屈指の居住ニーズを有し、新しい村の顔としてのまちが形成されつつあります。

また、村にとっては10数年来の悲願でもあった図書館を併設した「ごさまる歴史資料館」の完成など、村民生活を豊かなものとする基盤が着実に整備されてきました。

しかし、村の大部分を占める市街化調整区域においては、人口の減少に伴う小学校の児童数減少などの問題が新たに生じてきており、村全体における均整の取れた発展を目指していく上では、南上原地区における一極集中に対する対応が求められるなど、その課題は複雑かつ困難なものになってきました。

さらに、子どもを産み育てるための公的支援の在り方や、定住促進のための仕事の確保、自然災害などのリスク対応、地方分権の進展など、中城村を取り巻く社会情勢の変化への対応が求められており、多様化する村民のニーズに対応したまちづくりに、村民と行政が協働で取り組まなければなりません。

こうした社会情勢の変化や前期基本計画の成果及び課題を踏まえ、基本構想の実現に向けて村づくりを推進していくために、前期基本計画との継続性や平成27年度に策定した「中城村人口ビジョン及び総合戦略」との整合性を図りながら、平成33年度を目標年度とする後期基本計画を策定しました。

第2節 後期基本計画の期間と構成

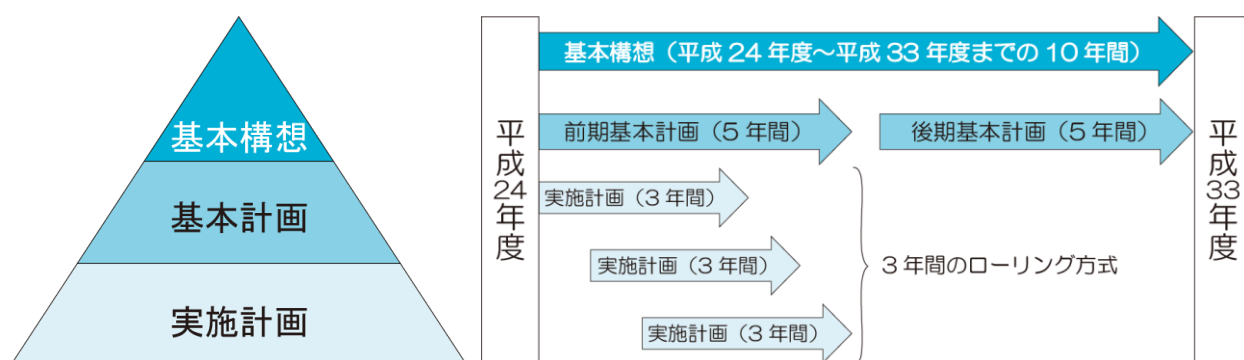
(1) 計画期間

基本計画は、基本構想に掲げられた将来像を実現するための計画です。基本構想で示された施策の大綱を体系的に明らかにし、基本施策をより具体的に示したうえで計画を着実に推進します。後期基本計画は、基本計画の前期5年経過に伴いそれを見直し、平成29年度から平成33年度の5年間を後期基本計画として策定します。

(2) 計画の構成

基本計画は、基本構想に掲げる将来像実現のための9つの「施策の大綱」、「基本施策」、基本施策ごとに展開される「実施施策」によって構成されています。

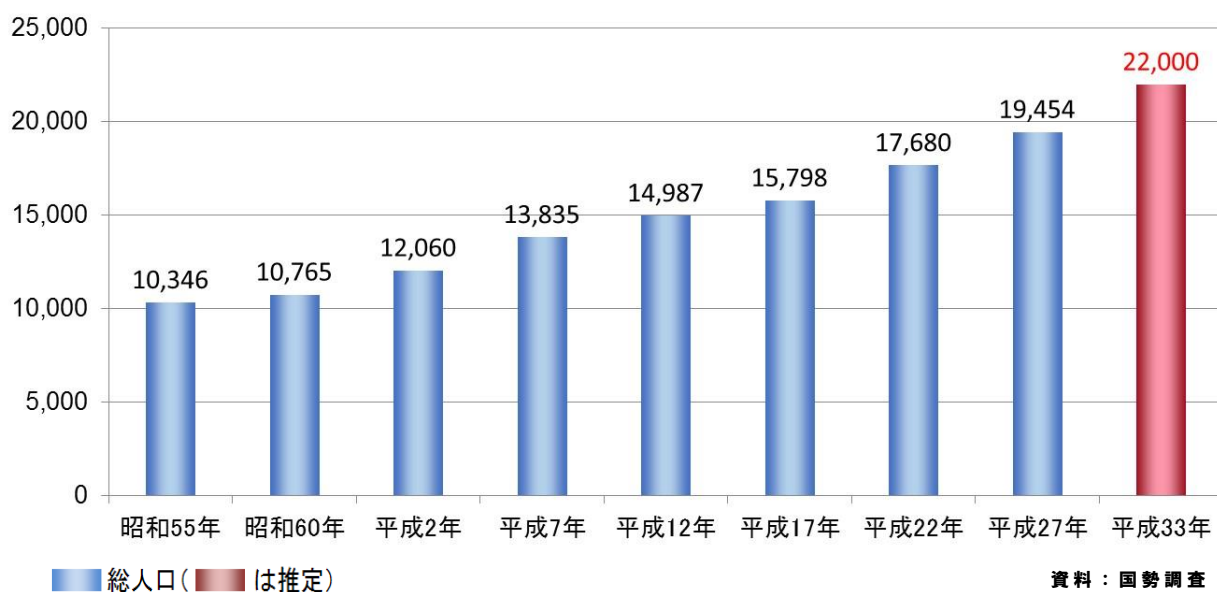
実施計画は、基本計画において具体的に示された施策について、行財政事情をふまえ、どのように実施していくのかを掲げた事業計画です。実施計画の計画期間は3年間とし、毎年ローリング方式により社会経済情勢の変化や財政状況に照らし合わせた検討・見直しを行います。



第3節 村の将来人口

平成 27 年の国勢調査における本村の人口は、19,452 人となっており、平成 22 年の 17,680 人に比べ、10.0%（1,772 人）増加しました。平成 17 年から平成 22 年の増加率 11.9%に続き、高い増加率を維持しています。

本村では、平成 30 年度の南上原土地区画整理事業の完了に向けて、当地区への転入が今後も一定数見込まれること、また、新たな居住ニーズへの対応を引き続き図っていくことから、前期基本計画時の推計と同様に、目標年度である平成 33 年度の計画人口を 22,000 人とします。



後期基本計画

第1章 施策の大綱

中城村においては、「心豊かな暮らし～住みたい村、とよむ中城～」を実現していくため、次のとおり「施策の大綱」を掲げ、村づくりを推進していきます。

1. 村民参画 「村民一人ひとりが村づくりに積極的に取り組む村」

- ① 村民参加に支えられた協働による村づくり
- ② 男女共同参画社会の推進

2. 歴史伝統 「受け継がれてきた価値を再認識し、心豊かに暮らせる村」

- ① 歴史的環境の保全と活用
- ② 伝統文化・民俗芸能の継承

3. 教育文化 「子どもの育成と生涯にわたる自己研鑽により、豊かに暮らせる村」

- ① 幼児教育の充実
- ② 学校教育の充実
- ③ 社会教育の充実
- ④ 交流事業の推進
- ⑤ 食育の充実

4. 防災危機管理 「災害に強く、安心して暮らせる村」

- ① 防災施設の整備
- ② 地域防災体制の育成・充実
- ③ 消防・救急体制の拡充
- ④ 交通安全対策の強化
- ⑤ 防犯対策の強化

5. 保健福祉 「村民だれもが健康に暮らせる村」

- ① 母子保健の充実
- ② 子育て支援の充実
- ③ 保健事業の拡充
- ④ 高齢者福祉の充実
- ⑤ 障がい児・者福祉の充実
- ⑥ 地域福祉の充実
- ⑦ 国民健康保険の充実
- ⑧ 国民年金の充実

6. 生活環境 「豊かな自然と住環境が共生する村」

- ① 住環境・コミュニティの向上
- ② 自然環境の保全
- ③ 景観の形成
- ④ ユニバーサルデザインの推進
- ⑤ 墓地対策の推進
- ⑥ ごみ減量とリサイクルの促進

7. 都市基盤 「利便性に優れ、快適な暮らしを創出できる村」

- ① 上下水道の充実
- ② 道路整備の促進
- ③ 均衡のとれた土地利用の推進
- ④ 公共交通網の拡充
- ⑤ 公共施設の整備・活用
- ⑥ 公園・緑地の維持・管理

8. 産業経済 「多様な産業が調和しながら発展し、豊かに暮らせる村」

- ① 農業の振興
- ② 水産業の振興
- ③ 商工業の振興
- ④ 特産品の開発・販売
- ⑤ 観光の振興

9. 広域・行財政 「効率的で良質なサービスが提供できる村」

- ① 効率的で良質なサービスの提供
- ② 行財政の確立
- ③ 広域行政の推進
- ④ 平和行政の推進

第2章 土地利用の計画

第1節 土地利用の基本方針

村土の利用計画は、村土が次世代へ継承すべき資源であり、生活及び生産を営む諸活動の基盤であるという基本認識のもとに策定します。そして、本村の自然環境や社会経済的及び文化的諸条件等の地域特性や動向をふまえ、村づくりの将来像である「心豊かな暮らし～住みたい村、とよむ中城～」の実現にむけて、充実した生活の諸機能を発揮するための村土利用の発展をめざし、次のような村土利用の基本方針を設定します。

(1) 中城村の地勢に留意した土地利用の配置

地域区分別に以下の方針を土地利用の基本とします。

平坦地域

- 田園居住を促進する居住環境整備
- 農用地の高度利用の促進，農業関連施設の整備
- 商工業用地等の適正配置・誘導
- 公共施設等の中心的機能の整備拡充と適正配置

斜面地域

- 防災等の村土保全、環境浄化や自然景観創出等の自然機能の保全強化
- 墓地の適正配置と景観的側面からみた土地利用規制
- 環境特性を活かした公園・レクリエーション機能等の整備
- 土地需要の動向を踏まえた適切な農用地の活用
- 森林等の自然環境保全

台地地域

- 森林等の自然環境保全
- 居住ニーズに応じた新たな居住環境整備
- 公園・レクリエーション・スポーツ機能等の整備
- 地域開発の動向に対応した都市施設等の適正配置

沿岸地域

- 公園・レクリエーション機能の拡充
- 海浜の優れた自然環境を活かした、漁業、観光等の振興拠点の創出
- 産業振興のための整備拡充
- 国道 329 号バイパス等の導入の検討

（２）秩序ある土地利用の実現と良好な市街地環境の実現

土地改良事業の導入された大部分の農用地については、現況の土地利用保全を基本とします。新たな土地利用の導入も含め、農業系土地利用、住宅系土地利用、商業系土地利用、工業系土地利用等異なる土地利用の調和のとれた配置を実現していくとともに、地域の生活拠点形成のため、地区施設等の適切な配置や地域間連携が密接に行えるきめ細やかな土地利用誘導を図ります。また、既存の集落地周辺居住用地での安全で防災性の高い住環境を形成していきます。

（３）自然環境の保全と共生

本村の大部分を占める農地や森林、海岸線などの自然環境は、中城村民のみに留まらず、県中部地域における都市居住者にとっての貴重な共有資源です。近年においては、地域の資源を活かした個性的で魅力あるまちづくりが一層求められる時代となっており、自然景観や広大な田園風景などの本村の魅力の維持・向上に努め、これらを最大限に活かすことができるむらづくりを進めます。

さらに、災害の発生防止や温暖化の防止など潜在的な機能や将来にわたる食糧供給の基盤としての重要な機能を有することから、人と自然が共生しながら自然環境を保全していくためのむらづくりを進めます。

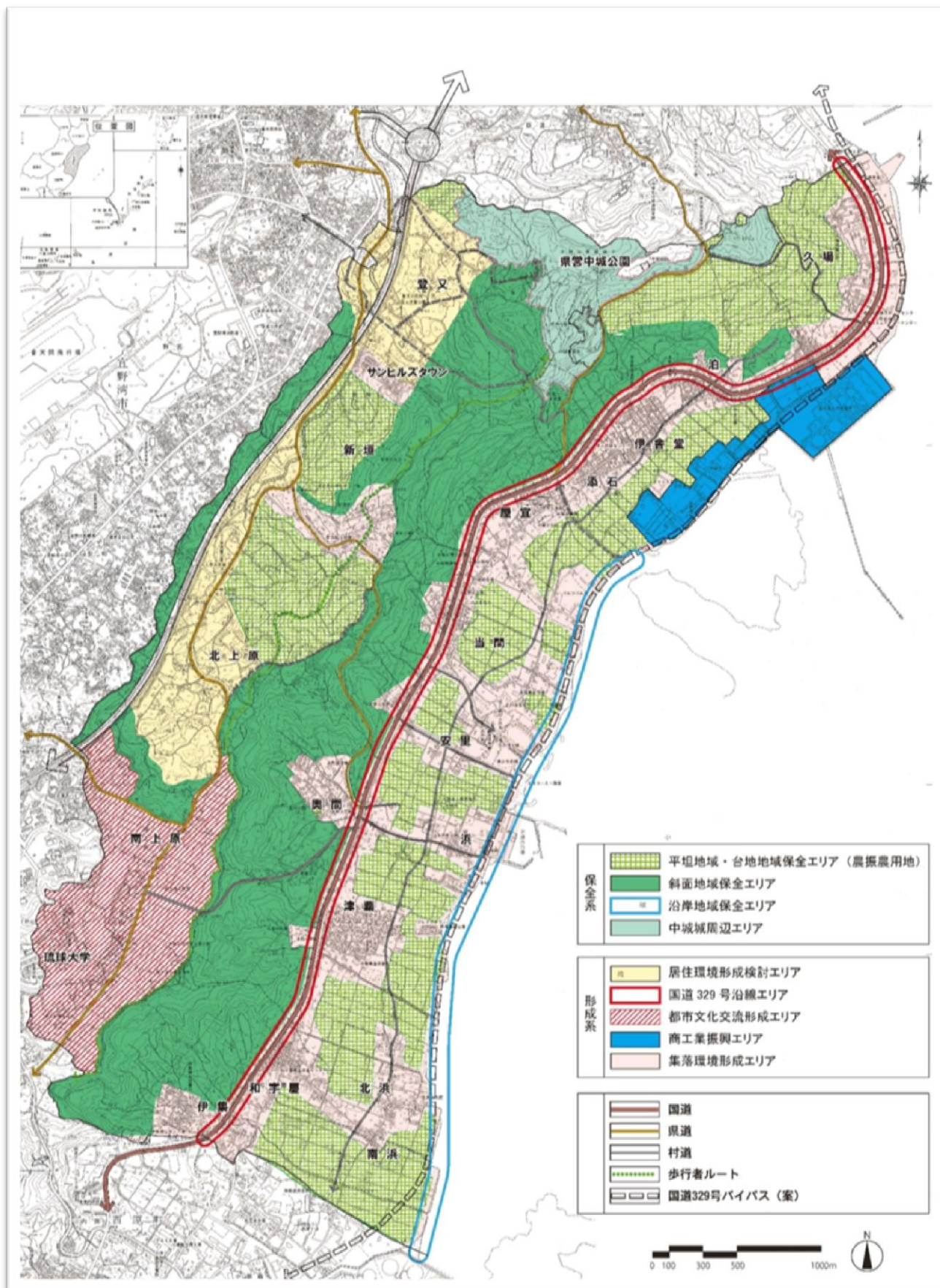
（４）将来都市構造を踏まえた土地利用の配置

県全域および近隣市町村を含む動向に即した都市構造上の位置づけと整合した土地利用の配置を行います。また、斜面緑地を境に二分化された平坦地域・台地地域ごとに村民の生活に対応する商業地や住宅地を配置します。

（５）地区計画の策定

沖縄電力吉の浦発電所の周辺地域においては、発電所の立地を契機とした、良好な居住環境を備えた生活拠点及び地域産業拠点を形成するため、今後も継続的な市街化区域への編入を図っていきます。

一方、市街化調整区域についても、都市計画マスタープランなどとの整合の中で、地区計画を定め、良好な都市環境の確保や都市機能の更新、居住環境確保等について地域の特性を活かした総合的な整備を検討していきます。



第2節 4つの拠点を生かした村づくり

第三次総合計画で位置づけられた4つの拠点を生かした村づくりを、継続的に推進していきます。

（1）歴史文化ふれあい拠点（県営中城公園周辺）

世界遺産に登録された中城城跡を中心に、広域的な利用を促す県営中城公園の整備に並行して、村の歴史と文化の拠点形成を進めます。

（2）豊かな暮らしサービス拠点（中央地区）

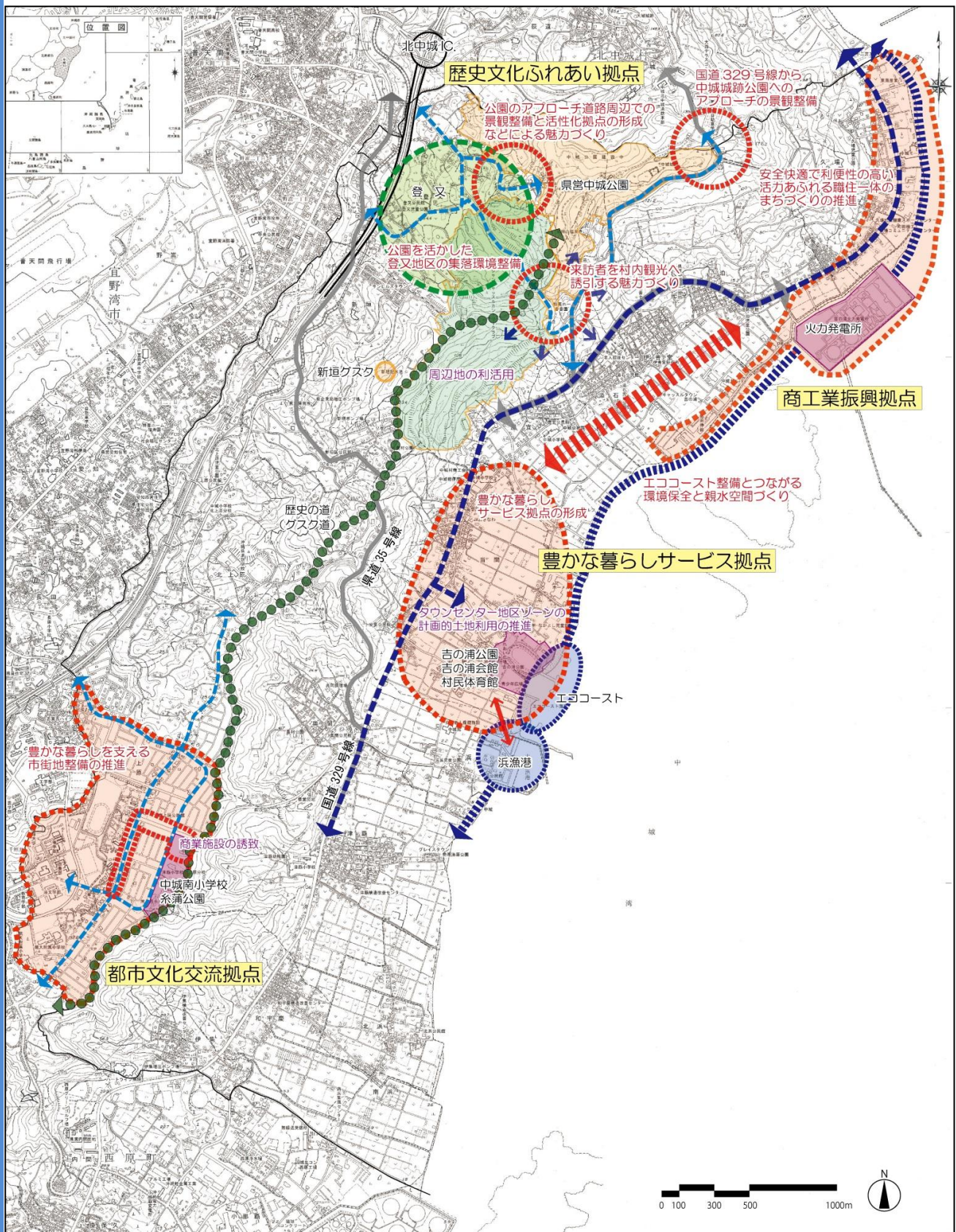
吉の浦会館や吉の浦公園を含む村民のふれあいの場としての立地や公共・公益施設の機能の適正化を含め、村民生活の利便性を高め、村のタウンセンターとしての拠点形成を進めます。

（3）都市文化交流拠点（南上原土地地区画整理事業地区）

琉球大学周辺における新しいまちづくりを継続し、学園都市のイメージを生かすとともに大学機能の活用を図り、住環境と文化交流の拠点形成を進めます。

（4）商工業振興拠点（電力施設周辺地区）

電力施設の立地に伴う周辺の商工業及び居住環境を整備し、商工業振興の拠点形成を図るとともに、エココーストを含む海岸部の整備によって沿岸地域のネットワーク化を図ります。



第3章 基本計画

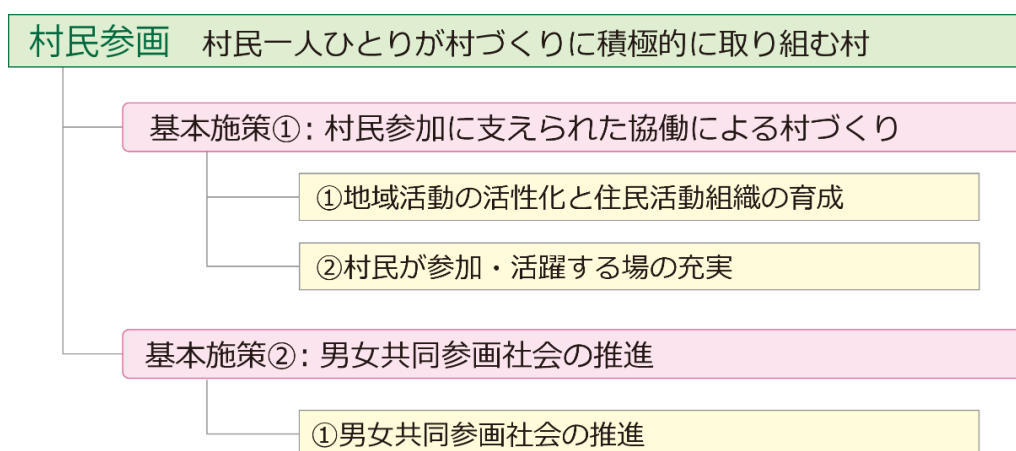
第1節 村民参画

村民一人ひとりが村づくりに積極的に取り組む村

基本目標

人口の増加を背景とし、村民のニーズや地域の課題が多様化する中で、村民と行政がともに力を合わせる事が重要です。村民一人ひとりが村政への関心を高め、情報を共有し、現状や課題に共通認識を持ちながら、それぞれの役割を認識した村民参加及び協働の村づくりとともに男女共同参画社会の実現を推進します。

施策の体系



基本施策① 村民参加に支えられた協働による村づくり

【現状と課題】

多様化する村民ニーズや複雑化する社会の課題に対応するため、これまでの行政主導の村づくりから脱却し、村民と行政によるパートナーシップの村づくりを進めていくことが求められています。明確な役割分担のもと、村民が培ってきた豊かな能力やノウハウを村づくりへ活用するために、村政情報の積極的な提供を推進し、各種審議会等の委員の村民公募制度や行政懇談会等、村民の声の村政への反映機会を創出していく必要があります。

また、自治会や青年会等の地域活動への参加率が、特に近年、非常に低いという現状があり、こうしたコミュニティ意識の希薄化は、子育て支援、高齢者介護、災害時の援助といった分野において、村民同士の助け合いという行為を妨げる要因になっていくことが予想されます。

地域を支え、村づくりの担い手となる若い力やコミュニティ組織と連携を図りながら、「自分たちの村をつくるのは自分たちだ」という当事者意識を高め、主体的に地域活動へ取り組んでいく必要があります。

【実施施策】

①地域活動の活性化と住民活動組織の育成

- 地域主体で動き、行政が支援する、自立した体制づくりを支援します。
- 自治会活動を支援するとともに青年層の活動や地域の文化活動・スポーツ活動等の充実を図ります。
- NPO法人等の住民活動組織を支援するとともに次世代のリーダー育成に努めます。
- 地域社会の連帯感を深めるため、青年会、婦人会、老人会の交流促進を通じて、コミュニティ意識の高揚に努めます。
- 審議会、各種委員会への村民委員の参加促進や委員の公募制を推進します。

②村民が参加・活躍する場の充実

- 公共施設の清掃・管理や観光ガイドの育成等を村民と行政の協働により行うため、登録制のサポーター制度の導入を検討します。さらに行政懇談会の継続的な実施等、村政に対して村民が幅広く意見を述べることのできる機会を充実させます。

基本施策②男女共同参画社会の推進

【現状と課題】

前期基本計画において掲げた目標については、十分に達成できたとは言えない状況にあります。その要因としては、周知啓発の継続的な不足に加え、推進のための体制整備が図られていない、また庁内における情報共有の不足などが考えられます。

これらの課題に対する対応を図りながら、男女が平等に活躍できる場が与えられるよう男女共同参画社会の構築に向け取り組む必要があります。

【実施施策】

①男女共同参画社会の推進

- 男女共同参画社会実現に向け、役場内及び関係機関における意識の高揚を図ります。
- 広報紙やホームページ等により男女共同参画社会を普及・啓発に努めます。
- 行政内部における男女共同参画の取り組みと各種審議会における女性委員の積極的登用に努めます。

第2節 歴史伝統

受け継がれてきた価値を再認識し、心豊かに暮らせる村

基本目標

本村は、世界遺産に登録されている中城城跡をはじめ、安里のテラ、伊舎堂前の三本ガジュマル等の文化財や集落内における屋敷林や生垣、拝所、御嶽等、様々な文化財、文化資産を有しています。それらを適切に保全し、次代へ継承を図るとともに、状況に応じた整備方針の検討や情報発信により、観光資源としての活用も視野に入れた取り組みを推進します。

また、村内地域それぞれの歴史、文化、伝統、環境を尊重し、さらに、本村の英雄である護佐丸など、郷土に対する誇りや愛着を育み、情報発信による周知を図っていくことで、受け継がれてきた価値の再認識に努めます。

施策の体系

歴史伝統 受け継がれてきた価値を再認識し、心豊かに暮らせる村

基本施策①：歴史的環境の保全と活用

- ①学術調査・研究活動の推進
- ②歴史的環境及び自然環境の保全
- ③中城城跡や歴史の道等の計画的な保存整備
- ④観光拠点としての活用の推進
- ⑤村民意識の高揚

基本施策②：伝統文化・民俗芸能の継承と発展

- ①伝統芸能や風習に関する情報の整理
- ②地域文化に対する周知啓発の推進
- ③文化団体の育成支援の推進
- ④地域文化の発展に向けた取り組みの推進

基本施策①歴史的環境の保全と活用

【現状と課題】

文化財や歴史資産については、これまでも調査研究や整備が行われていますが、特に世界遺産に登録された中城城跡に関しては、保護・継承・活用に向けて、県営中城公園の整備、歴史の道の周辺整備などのハード事業から、歴史の道ウォーキングの開催や歴史文化財案内人育成、HPの開設などのソフト事業まで様々な施策が展開されてきました。本村には、この中城城跡をはじめとして、新垣グスク、ペリーの旗立岩、護佐丸の墓、安里のテラ、伊舎堂前の三本ガジュマル、泊の大クワディサーなど優れた歴史的環境が残されています。いずれも先人から受け継がれた本村の重要な歴史資産であり、村民の誇るべき共有財産です。

また、集落内に残る、御嶽や拝所などの祭祀空間等は、集落に密着した文化として重要であり、古くから本村の「とよむ」暮らしの基盤となってきました。

今後は、こうした文化財の保護・継承に向けた取り組み体制をさらに強化し、調査研究活動などによる実態把握に取り組むと共に、村内に残る文化財の情報を広く発信するため、展示施設の開設、解説・誘導板の設置やイベント等のソフト事業の充実を進めていく必要があります。

【実施施策】

①学術調査・研究活動の推進

- 文化財の歴史的、学術的な調査・研究活動を継続して進め、文化財保護への取り組みを強化します。
- 中城城跡に関わる発掘調査や本村の歴史民俗資料などに関する調査研究などの成果を生かし、それらの常設展示と歴史学習の場となる拠点の整備促進を図り本村の村民に対して生涯学習の場とすると共に、観光客等を介し全県および全国に発信する場を目指します。

②歴史的環境及び自然環境の保全

- 中城城跡周辺については、中城城跡の計画的な保存整備とともに、景観保護の調整を継続的に進めます。
- 集落の立地特性を生かし、先人たちより受け継いだ優れた環境の保全・育成を基本とし、文化資源の保全と環境整備に努めます。

③中城城跡や歴史の道等の計画的な保存整備

- 中城城跡については、関係機関との連携のもとに、計画的な保存整備事業を継続していきます。
- 歴史の道については、計画的な保存整備事業を推進するとともに、完了後は、歴史の道とその周辺一帯を国指定文化財としての登録を視野に入れた取り組みを行います。

④観光拠点としての活用の推進

- 中城城跡を含め、村内に分布する数多くの歴史資源については、文化財としての保全を図り、これらを取り巻く歴史的環境や美しい自然環境が楽しめるよう観光の拠点としての活用を推進します。
- 斜面上からのダイナミックな眺望を楽しみながらハイキングや散策等様々な活用が図れる歴史の道の活用を促進します。

⑤村民意識の高揚

- 優れた歴史的環境を村民共有の地域財産として認識できるよう、文化財学習の機会創出や各種広報活動による文化財保護思想の普及とともに、保全地区の案内・表示板の設置、歴史散策ルートの設定など、保護・継承に向けた取り組みの充実を図ります。
- 本村の、貴重な歴史・文化（民俗芸能・祭祀関係等）や伝説などを掘り起こし、新たな中城発見ができるような機会を創出します。これは、中城村内がまるごと歴史博物館であるという意識の高揚を図る活動の核として、継続的な運営を行うものとしします。

基本施策②伝統文化・民俗芸能の継承と発展

【現状と課題】

伊集の打花鼓、津覇の獅子舞などをはじめとする地域独自の伝統文化・芸能に関しては、地域に根差した独自の文化として、その価値を新たに見直し継承していく機運は高まっているものの、今後は、少子高齢化やコミュニティ意識の希薄化を背景に、独自の伝統文化の継承が困難になってくることが予想されます。そのため、広報周知の充実による認知度の向上や補助事業や助成メニューの導入により、地域負担を軽減しながら指導者等の人材育成などに取り組んでいくことが必要です。

また、長期的な視点での伝統文化の継承という側面においては、村内の民俗芸能の掘り起こしを実施し、年中行事や芸能、伝承等を記録して、次世代に残していくための体制整備が必要です。

【実施施策】

①伝統芸能や風習に関する情報の整理

- 村内の民俗芸能についての文献調査、聞き取り調査を実施し、年中行事や芸能、伝承等の記録編纂を行うための体制を強化します。また、調査結果については勉強会等を通じて、地域へ還元します。

②地域文化に対する周知啓発の推進

- 村民ニーズに対応し、各種文化講演会、講座や展示・発表会など文化イベントの開催、伝統芸能の継承など、多様な文化事業の拡充を継続実施していきます。
- 文化情報の整備と提供に努め、定期的な周知広報を実施することにより、村民の文化活動への参加促進や地域文化に対する意識高揚を図ります。

③文化団体の育成支援の推進

- 村文化協会や各文化団体の育成を支援するとともに、自主的な文化活動の推進体制を強化します。
- 団体間及び広域的な交流など幅広い文化活動のネットワーク化を促進し、新たな文化創造に努めます。

④地域文化の発展に向けた取り組みの推進

- 多世代交流など地域における体験活動の機会を拡充し、若い世代の担い手を増やしながら、継続的な地域文化の発展に努めます。

第3節 教育文化

子どもの育成と生涯にわたる自己研鑽により、文化が育つ村

基本目標

学校、家庭、地域の連携による教育環境の充実、強化を図り、次代の中城村を担い、将来にわたって活躍できる人材を育む村を目指します。

また、村民一人ひとりが、世界遺産に登録された中城城跡や城主護佐丸などの故郷の歴史・文化・自然等を理解し、誇りや愛着を育てながら、自らの目標に向かって学び続けることができるように、子どもから高齢者まで一貫した生涯学習の村を目指します。

さらに、琉球大学との包括連携協定に基づく連携教育の推進や、語学教育の充実、留学生との交流等により国際化を視野に入れた取り組みを推進します。

施策の体系

教育文化 子どもの育成と生涯にわたる自己研鑽により、文化が育つ村

基本施策①：幼児教育の充実

- ①家庭と現場との連携の強化
- ②学校教育、社会教育との連携の強化
- ③支援を必要とする園児への体制強化
- ④教育施設の整備・補修対応の推進

基本施策②：学校教育の充実

- ①教育カリキュラムの充実
- ②学校施設、教材・備品等の拡充
- ③支援を必要とする児童生徒への教育の充実
- ④地域・家庭・関係各機関との連携強化

基本施策③：社会教育の充実

- ①生涯学習・人材育成の拡充
- ②生涯学習体制の支援
- ③生涯スポーツの推進・支援
- ④図書館・資料館の機能充実
- ⑤各種行事の開催促進

基本施策④：交流事業の推進

- ①多分野における交流の拡充
- ②スポーツキャンプ等の誘致
- ③国際交流の推進

基本施策⑤：食育の充実

- ①学校教育を通じた食に対する知識の向上
- ②食生活に関する意識の向上
- ③アレルギーに対応した学校給食への取り組み

基本施策①幼児教育の充実

【現状と課題】

幼児教育は、幼児期の成長に対応し、集団学習や遊びなどを通じて、健全な育成を助長し、義務教育課程に引き継ぐ役割を担っています。これまでも本村においては、幼児教育の充実に向けた環境づくりを推進してきており、遊具の充実や預かり保育の導入による保護者の経済的負担の改善等に取り組んできました。

しかし、支援が必要な幼児の増加・多様化を背景として、専門的な知識を持つ支援員の増員が今後さらに必要になってくるとともに、幼小連携・幼保一体化を視野に入れた環境の整備などへの対応が求められています。

さらに、子育て環境の創出の一環として、安心して遊べる公園等の公共空間の適正な維持管理に基づく充実化を図っていくことも求められており、今後は関係機関との連携を強化した取り組みが必要です。

【実施施策】

①家庭と現場との連携の強化

- 家庭や地域との連携を密にし、それぞれの役割を発揮することにより、円滑な幼児教育の展開に向けた推進体制を強化します。

②学校教育、社会教育との連携の強化

- 学校教育や社会教育との情報交換を図り、幼児教育に対する社会的な要請を適確に把握した教育内容の充実を図ります。
- 幼児期の成長過程に応じた基本的な生活習慣に関わる学習を重視し、安全教育、保健教育を推進します。
- 地域の自然や文化などを生かした多様な体験・交流学习を推進します。
- 園児と小学校児童との交流の機会を充実させます。

③支援を必要とする園児への体制強化

- 特別な支援を必要とする園児に対しても、健常児と等しく就園できるよう指導者の学習機会の創出や特別支援補助員の配置等により、幼児教育の推進体制の強化を図ります。

④教育施設の整備・補修対応の推進

- 幼保一体化を視野に入れた施設整備を検討します。
- 教育設備の実情をふまえ、教材・備品の拡充、環境整備などを推進します。
- 小学校を含め村内の既存施設・設備を有効に活用します。

基本施策②学校教育の充実

【現状と課題】

これまで学校教育の充実に向けて、施設改修や教材備品の拡充、教師の授業力向上が図られてきました。また、支援を必要とする児童生徒への個別サポートの実施、ボランティアによる読み聞かせや放課後子ども教室の開催により、学校だけでなく、学校・地域・家庭・関係機関の連携による教育活動が実施されてきました。しかし、支援を必要とする児童生徒の増加・多様化への対応は今後も継続していく必要があることから、関係職員との連携体制を強化しなければなりません。

また、校舎の老朽化や耐震化への対応とともに、中学校のプール設置についても喫緊の課題となっています。

さらに、村全体での教育環境の創出という視点からみると、国際化社会の到来を背景とした語学教育の充実など、今後は施設整備に加えソフト面での充実を図るための関係機関との連携を強化し、児童生徒の健全育成を重要施策として展開していくことが必要です。

【実施施策】

①教育カリキュラムの充実

- 地域環境の保全など、社会的な要請に対応した教育内容を拡充します。
- 地域人材や大学生等を活用した少人数での学習支援を実施します。
- 家庭、地域との連携のもと、児童生徒の主体的な自然体験や生活体験などの学習活動ができる環境づくりを推進します。
- 小中学生や高校生を対象とした語学教育や海外短期留学派遣事業等を継続して実施します。
- 本村の英雄である中城城の城主護佐丸や琉球史について学習する機会を創出します。

②学校施設、教材・備品等の拡充

- 校舎の耐震化を推進します。
- 新たな教育実践に対応した施設、教材・備品等の拡充を図ります。

③支援を必要とする児童生徒への教育の充実

- 特別な支援を必要とする児童生徒に対し、指導者の学習機会の創出や特別支援員、教育相談員、心理相談員、学力向上支援員等の配置により、特別支援教育の充実を図ります。

④地域・家庭・関係各機関との連携強化

- 家庭、地域及びPTAや子ども会との連携を強め、それぞれの役割発揮のもとに学校教育の円滑な運営確保をめざした推進体制を強化します。
- 中城村学力向上推進委員会を中心に、なお一層の村ぐるみの「教育力」向上への取り組み体制を強化します。

基本施策③社会教育の充実

【現状と課題】

社会教育では、高齢化社会や自由に使える時間の増大などを背景に、村民の生涯にわたる学習機会を創出し、生きがいをづくりを目的としたさらなる推進・発展が求められています。そのため、総合的な施設機能を有する吉の浦公園や吉の浦会館が、スポーツや学習、サークル活動等の拠点となっており、利用者が増加しています。

これまで本村では、文化協会や各種文化団体等の文化事業に対しての支援や村体育協会、村子ども育成連絡協議会に対する支援を実施してきました。しかし、一方で、効果的な広報周知が十分に行われていないという声や体育協会主催の各種種目への参加者の減少、子ども会へ参加する支部の減少という課題もあります。また、各種講座の種類も少ないということも指摘されています。

さらに、生涯学習の拠点となるべき図書館がないため、近隣市町村の図書館を利用させてもらっている状況にあり、村民の学習機会の創出という点から、早急に対応を図るべき課題として位置づけられます。

このように、多様化・高度化する村民の生涯学習に対するニーズに応えるため、あらゆる分野における生涯学習講座の開設や図書館の整備が求められています。

【実施施策】

①生涯学習・人材育成の拡充

- 中城村人材育成基本計画の見直しを行い、計画的な事業実施プログラムや中城とよむ塾の継続的な実施など、具体的な施策を展開します。
- 社会教育団体の育成を支援し、その指導者の養成・確保をはじめ、各分野にわたる人材の育成とネットワーク化及び活用の促進によって、村ぐるみの社会教育推進体制の強化に努めます。
- 各種団体やサークル・同好会などを支援し、相互交流の展開によるネットワークを促進し、村民の自主的な幅広い各種団体活動を支援します。
- スポーツ、音楽等のサークル活動等、村民の様々な活動の拠点となる施設の充実を図り、活躍の場を創出します。
- 生涯学習における講座や教室の内容の充実を図るとともに、受講生の講師登用など、学習の成果を発揮できる場を創出します。

②生涯学習体制の支援

- 村民の学習ニーズの増大や多様化に対応し、各種講座・教室の開設や学習分野別のプログラムの開発により学習機会を提供し、自主的な学習活動の促進に努めます。
- 生涯学習活動の拠点となっている吉の浦会館など、既存施設の維持管理の強化とともに、整備拡充によってさらに多様な活用の促進を図ります。
- 村民の身近な活動拠点となっている自治公民館を活用し、生涯学習における事業展開を図ります。
- 将来的な村民の生涯学習ニーズの動向をふまえ、中長期的な財政計画との整合性に十分配慮して、新たな生涯学習拠点づくりを検討します。
- 生涯学習施設としての学校施設の村民活用も考慮し、施設の拡充・維持管理について中長期的整備計画を検討します。

- 村子ども育成連絡協議会を支援し、子ども会に参加する支部の増加に努め、子ども達の交流を通じた育成を強化します。また、村青少年健全育成村民会議を充実させ、青少年の健全な育成を図ります。

③生涯スポーツの推進・支援

- 村民ニーズをふまえ、スポーツ教室の開設、スポーツ講習会の開催、スポーツ指導者の養成などによる普及活動事業の拡充とともに、各種大会やイベントの開催及び誘致により参加機会を創出します。
- スポーツリーダーバンク制度を導入し、リーダーの育成・研修や資格取得の機会を創出します。
- 村体育協会や社会体育団体への支援を拡充し、自主的な組織運営の強化やスポーツ活動の活性化を促進し、各団体間や世代を越えた幅広い交流の展開により、スポーツ団体の育成を促進します。
- 村民のスポーツ・レクリエーション需要の動向に対応し、活動拠点となっている吉の浦公園の整備やスポーツ器具・設備の充実により機能強化に努めます。

④図書館・資料館の機能充実

- 学校教育や生涯学習の拠点となる図書館・資料館の機能を充実します。

⑤各種行事の開催促進

- 社会教育への取り組み意欲を向上させるために、村民の活動成果を発表する場を創出します。

基本施策④交流事業の推進

【現状と課題】

交流事業においては、昨今の国際化を背景とした国際交流プログラムや姉妹都市である千葉県旭市との交流事業や福岡県福智町との子ども会を中心とした交流の継続的な実施、また、国内外への派遣研修、視察研修、国際社会を担う人材育成につながる中学生・高校生海外短期留学派遣事業等を推進してきました。

今後は、教育、文化の分野に留まらず、福祉やスポーツ、産業といった多岐にわたる分野において交流活動を推進していくために、各種団体の交流を基本とした推進体制の強化や人材育成、また琉球大学との積極的な交流に併せた、体系的な事業展開を図っていくことが求められます。

【実施施策】

①多分野における交流の拡充

- 広域イベントを誘致開催し、本村を舞台にした村内外の人的交流機会を強化します。
- 村民の地域間交流に対する意識高揚を図り、各種団体間の連携や担い手となる人材の育成などの推進体制を強化します。
- 千葉県旭市との姉妹都市提携、福岡県福智町との兄弟都市提携を機に、これまでの児童交流事業を継続実施するとともに、村民を対象とした教育・文化・産業・経済などの各分野における交流ができるよう努めます。
- 村民の地域間交流に対する意識高揚を図り、各種団体間の連携や担い手となる人材の育成などの推進体制を強化します。
- 共同研究や公開セミナーの講師依頼、各種委員会への委嘱などの他、村内イベントへの参加呼びかけによる学生との交流など、琉球大学との結びつきを深め、大学機能の活用と交流の促進を図ります。

②スポーツキャンプ等の誘致

- 県外から沖縄県を訪れるスポーツ団体が年々増加傾向にあることから、本村においても子ども達が夢と希望が持てるようプロ、アマスポーツのキャンプ（合宿）を積極的に誘致し、村民との交流が図られるよう努めます。

③国際交流の推進

- 海外との多様な交流を展開するために、人材育成事業と一体となった各分野にわたる交流の拡充とともに、幅広い友好親善事業の取り組み強化や海外移住者子弟研修生受入事業、中学生・高校生海外短期留学派遣事業などを実施します。

基本施策⑤食育の充実

【現状と課題】

昨今の食を取り巻く環境は、生活様式の欧米化、外食文化（ファストフード等）の普及や共働き世代の増加などにより大きな変化が見られるようになりました。それにより家族で食卓を囲む機会が減少し、孤食や欠食（特に朝食）、食事を作らない親の増加などの問題が顕在化してきています。こうした食生活の乱れは、食に関する知識の低下につながると同時に、食生活のバランスを崩壊させ、将来的な生活習慣病の増加などが懸念されます。

子どもたちの心身の健全な発達や生活習慣病の予防のためには、そのような環境をできるだけ従来型の食生活（地産地消、家族で食べる、少しでもいいから手間をかけて作る、朝食は必ず食べるなど）に戻すことが必要です。そのため、家庭や保育園、幼稚園、学校、地域など社会のあらゆる分野において、食生活を改善する取組みを推進するとともに、村民の食生活の改善活動を積極的に支援していくことが必要です。

【実施施策】

①学校教育を通じた食に対する知識の向上

- 学校教育を通じ、本村で生産される農水産物の知識・栄養や食事マナーなど食育指導を強化し、食生活に対する意識高揚を図ります。

②食生活に関する意識の向上

- 子どもたちが地元で取れた農産物を取り入れた学校給食を食べることを通して（地産地消）、時間と手間をかけて育てられた農産物（命）を頂くことを学ぶと同時に生産者も、保護者（消費者）、児童生徒も郷土に対する愛着、誇りを持つことをめざす情操教育を推進します。
- 家庭での食事の充実を図っていくための指導機会を創出し、家族で食卓を囲む、朝食を必ず食べるといった取組みを推進します。

③アレルギーに対応した学校給食への取り組み

- 子どもたちのアレルギーを把握し、できる限り個別に対応できるよう学校給食のメニューを検討します。

第4節 防災危機管理

災害に強く、安心して暮らせる村

基本目標

不測の事態から村民の生命と財産を守るため、村全体が一体となった危機管理体制を構築します。具体的には、大規模な地震や台風等の自然災害に備え、避難場所や避難経路の確保、建物の耐震性強化、津波対策、地滑り対策、村民への意識啓発などを通じ、災害に強い村づくりを進めます。

また、消防救急体制においては、周辺市町村との連携による広域化を推進し、道路交通網整備や防災関連施設の充実による迅速な対応を図ることとします。

さらに、地域と連携した防犯体制の強化や交通安全施設の整備促進に努めます。

施策の体系

防災危機管理 災害に強く、安心して暮らせる村

基本施策①：防災施設の整備

- ①災害の未然防止対策の強化
- ②避難経路、避難施設の整備
- ③避難誘導案内の拡充

基本施策②：地域防災体制の育成・充実

- ①自主防災組織の育成・強化
- ②地域防災体制の整備・充実
- ③防災思想の普及

基本施策③：消防・救急体制の拡充

- ①消防救急体制の強化と広域化の推進
- ②職員の確保と資質の向上
- ③消防救急施設の整備促進
- ④啓発活動の展開

基本施策④：交通安全対策の強化

- ①安全教育や啓発活動の推進
- ②危険箇所の把握と周知
- ③安全施設の整備拡充

基本施策⑤：防犯対策の強化

- ①防犯思想の高揚
- ②地域防犯推進体制の強化
- ③安全な環境づくりの推進

基本施策①防災施設の整備

【現状と課題】

本村の自然災害の主なものは、斜面地におけるがけ崩れや地滑り、台風による風水害などです。また、東側の低地部は、海拔 10 メートル以下の土地が、海岸線から国道 329 号近くまで広がっており、先の東日本大震災で発生した規模の津波が襲った場合の対応については、継続した議論、検討に基づく対応策の確立や避難体制の構築が求められます。

これまでも、村民の防災意識の高揚を図るとともに、急傾斜地等の危険箇所の整備を進めてきましたが、今後も総合的な防災対策を継続して推進する必要があります。

【実施施策】

①災害の未然防止対策の強化

- 危険が想定される丘陵斜面域は、森林の保全・育成による地すべり防止や個別規制法及び景観等の観点から新規開発の抑制を図ります。
- 排水路網の整備拡充と維持管理の強化とともに、河川改修の促進などにより円滑な雨水排水に努めます。
- 海岸地域においては、防風・防潮林帯の造成や海浜景観に整合した防災機能の強化を促進します。

②避難経路、避難施設の整備

- 各集落に避難場所を設定し、円滑な移動を可能とする避難経路の確立を図ります。
- 災害時に災害本部が設置される村役場の安全性を確保し、また、防災拠点としての公園や緑地、また民有地や民間建物については、防災協力建物や防災協力用地等の指定を検討し、村で一体となった避難施設の体系的な指定を目指します。
- 狭あいな道路の改善を検討し、緊急車両の通行の円滑化や避難経路の確保に努めます。

③避難誘導案内の拡充

- 防災行政無線のデジタル化を検討するとともに、防災情報伝達手段の多様化・迅速化を推進します。
- 自治公民館、役場、企業、各種団体等との連携による情報伝達の浸透を強化します。

基本施策②地域防災体制の育成・充実

【現状と課題】

災害がいつ、どこで起こるのか予測が難しいことから、地域における防災対応として、実質的な防災訓練や自主防災組織の編成などを推進し、住民の防災意識を向上させることが求められます。特にこうした意識を向上させることにより、自らの命を守るという視点と同時に、災害時に手助けが必要な高齢者や障がい者をはじめとする災害時要援護者支援などの取組みを強化していくことが求められています。

【実施施策】

①自主防災組織の育成・強化

- きめ細かな防災活動の促進を目指し、広く周知を図ることにより、円滑な避難誘導や緊急時の救援を行える自主的な防災組織づくりを支援します。

②地域防災体制の整備・充実

- 将来にわたって地域防災の強化を図るために、中城村地域防災計画を指針として防災施策を計画的に推進します。
- 防災体制を強化するために、関係機関の相互連携を強め、緊急時における情報連絡や援護体制の強化に努めます。
- 高齢者や障がい者などの災害時要支援者については、地域や関係団体と連携しながら、日常の活動の中で状況の把握に努めるとともに、災害時の迅速で円滑な救助や安否確認など、継続した情報更新、対応を図っていきます。
- 地域における緊急時の連絡方法等のマニュアルの運用を確実に行っていきます。

③防災思想の普及

- 村民に対して防災に関する情報提供や避難訓練、救援・救護訓練など教育指導の機会を創出し、防災思想の普及に努めます。
- 上位防災計画との整合性に配慮し、定期的な地域防災計画の検証を行います。

基本施策③消防・救急体制の拡充

【現状と課題】

消防・救急業務は、安全な村づくりの柱の一つであり、村民の生命、財産を災害から守り、安心した暮らしを実現するうえで大きく貢献しています。本村の消防・救急業務は、昭和 53 年に北中城村と中城北中城消防組合を設立し、広域的な組織体制のもとに推進しており、これまで地域の実情に見合った消防職員の確保、消防機械、消防・救急資材や機材設備の拡充、消火栓の設置などを計画的に進めてきました。

しかしながら、こうした消防・救急設備等に関しては、経年劣化に伴う更新整備の必要性とともに、消防救急無線のデジタル化や共同運用といった時勢に合った対応も求められています。

また、今後に向けてさらなる消防・救急体制の広域化対応の検討を行いながら、より多様化する消防・救急救助への需要増大に対する対応の強化と組織体制の拡充を図っていく必要があります。

さらに、住宅構造の多様化・高層化や危険物施設の立地などに対応し、査察体制と自衛消防体制を強化するための指導が求められています。一方で村民に対しては消防・救急業務に対する理解と協力を得るために、火災や人身事故への適切な対応や未然防止など、啓発活動を日常的に展開する必要があります。

【実施施策】

①消防救急体制の強化と広域化の推進

- 現在の体制を見直し、より広域的な消防・救急業務を推進します。
- 地域や事業所などにおける火災発生への迅速な対応を図るために、自主消防組織の強化を促進します。
- 救急業務では、医療施設との連携のもとに、救急救命率の向上を図っていきます。
- 公共施設及び各種施設におけるAEDの設置を推進するとともに、使用方法の講習会を実施します。

②職員の確保と資質の向上

- 組織体制の強化にあたっては、地域の実情に見合った職員の確保と適正配置とともに、研修や訓練等による資質の向上に努めます。

③消防救急施設の整備促進

- 狭あいな道路の改善を検討し、緊急車両の通行の円滑化を努めます。
- 消防、救急・救助に対する需要増大に対応し、拠点施設の整備拡充をはじめ老朽化した消防・救急車両の更新、消防・救急機材や設備などを計画的に整備します。
- 地域の実情に即し、消火栓の整備及び維持管理を行います。また、公共施設、事業所などにおける消火、避難設備の整備を促進します。
- 消防救急施設については、経年劣化に伴う更新整備の必要性に応じて、適切な維持管理を実施します。
- 消防救急無線のデジタル化や共同運用を検討します。

④啓発活動の展開

- 消防・救急活動の円滑な推進にあたっては村民の協力体制が不可欠であり、村民意識の高揚を図るために、わかりやすい情報提供や地域、学校、事業所などへの巡回指導など啓発活動を展開します。
- 地域における防火意識を高め、住宅用防災機器の設置率を高めていきます。

基本施策④交通安全対策の強化

【現状と課題】

全国で年間1万人を超える交通事故死者数が恒常化し、交通戦争といわれるように深刻な社会問題となっていた時期と比較した場合、全国的な交通事故の発生件数と死者数は、年々減少傾向にあります。しかし、車社会と言われる沖縄県や人口の増加が著しい本村においては、運転免許保有者及び自動車保有台数が増え続けており、今後も日常生活における交通手段として自家用車利用がさらに増加していくことが予想されます。

こうした状況は、日常の生活空間における通過交通の増大、そして道路交通環境の著しい変化の中で交通事故発生への危険性が高まっており、今後さらなる取り組みの強化を図っていくことが求められています。

これまで、本村は交通安全対策に積極的に取り組んできており、多様な交通安全運動を展開しています。具体的には交通安全週間における街頭指導をはじめ、村民に対する交通安全の啓発活動などを推進しており、交通事故防止への気運を高めています。また、安全な道路環境をめざし、信号機、カーブミラー、ガードレール、街路灯など安全施設の整備や歩道の設置、危険箇所の改善などを計画的に進めており、円滑な通過交通や歩行者の安全確保に努めています。

今後とも交通事故のない明るい地域社会を築くために、村ぐるみの交通安全運動の一層の展開とともに、生涯学習や学校教育を通じて村民一人ひとりに対する交通安全への啓発を図らなければなりません。特に、子どもや高齢者の交通弱者に対するきめ細かな交通安全施策を進めることが重要な課題となっており、道路機能や通過交通量の動向をふまえ、交通事故の未然防止に配慮した道路整備を推進する必要があります。

【実施施策】

①安全教育や啓発活動の推進

- 家庭、地域、学校及び各種団体や関係機関が連携を密にし、村ぐるみの交通安全運動の推進体制の強化や村民参加による活動の活性化に努めます。
- 日常的な交通安全の確保に向けた交通マナーや交通モラルへの意識高揚を図るために、村民各層に対する安全教育、啓発活動を推進します。

②危険箇所の把握と周知

- 交通事故の未然防止を図るために、過去の事故発生状況等から危険箇所を把握し、交通安全マップとして学校や各家庭への配布を検討します。

③安全施設の整備拡充

- 道路環境や交通事故発生の実情をふまえ、危険箇所の改善や安全施設の整備拡充と適切な周知により、安全な道路環境づくりを推進します。

基本施策⑤防犯対策の強化

【現状と課題】

全国的に犯罪の多様化や少年犯罪の増加が大きな社会問題となってきたなか、本村においても人口の増加や生活様式の多様化などにより、地域コミュニティの希薄化が進み、本来地域が有する犯罪抑制機能が低下しつつあります。

こうした社会背景や本村の急速な都市化による地域環境の変化の中で治安を維持し、安全な村民生活を確保するために犯罪の未然防止に向けた防犯対策の一層の強化が求められています。これまで、宜野湾地区防犯協会、PTA、子ども会、青少年健全育成村民会議や関係機関が連携を密にして、夜間パトロールの実施による指導活動など犯罪の未然防止に向けた多様な地域防犯活動を展開しています。

また、防犯灯の計画的な設置により安全・安心な環境づくりを進めており、重要な防犯対策の一つとなっているものの、一部の地域においては、設置要望に対して対応が図られていない箇所もあり、今後とも継続的な取り組みが必要であります。

さらに、村民の協力や参画による日常的な防犯活動の推進体制を強化し、啓発活動の充実や地域コミュニティの強化を図る必要があります。

【実施施策】

①防犯思想の高揚

- 犯罪の未然防止を図るために、防犯に関する広報啓発活動や相談業務の拡充などによる村民の防犯思想の高揚に努めます。
- 防犯に対する意識高揚を図るため、防犯マップの作成と配布を検討します。

②地域防犯推進体制の強化

- 宜野湾地区防犯協会を中心に、自治会など各種団体をはじめ関係機関の連携のもとに、村ぐるみの地域防犯推進体制の強化に努めます。
- 村民の参加・協力による、地域パトロール等の巡回、指導をはじめ事前の通報・監視活動など、日常的な防犯活動を強化促進するとともに、継続的なパトロールを実施します。
- 地域パトロール時に使用する備品等を整備し、推進体制を強化します。

③安全な環境づくりの推進

- 子ども 110 番の家の指定を拡充し、地域全体で子どもの見守り環境を創出します。
- 生活環境整備と一体となって防犯灯の設置を推進し、安全な地域環境づくりに努めます。

第5節 保健福祉

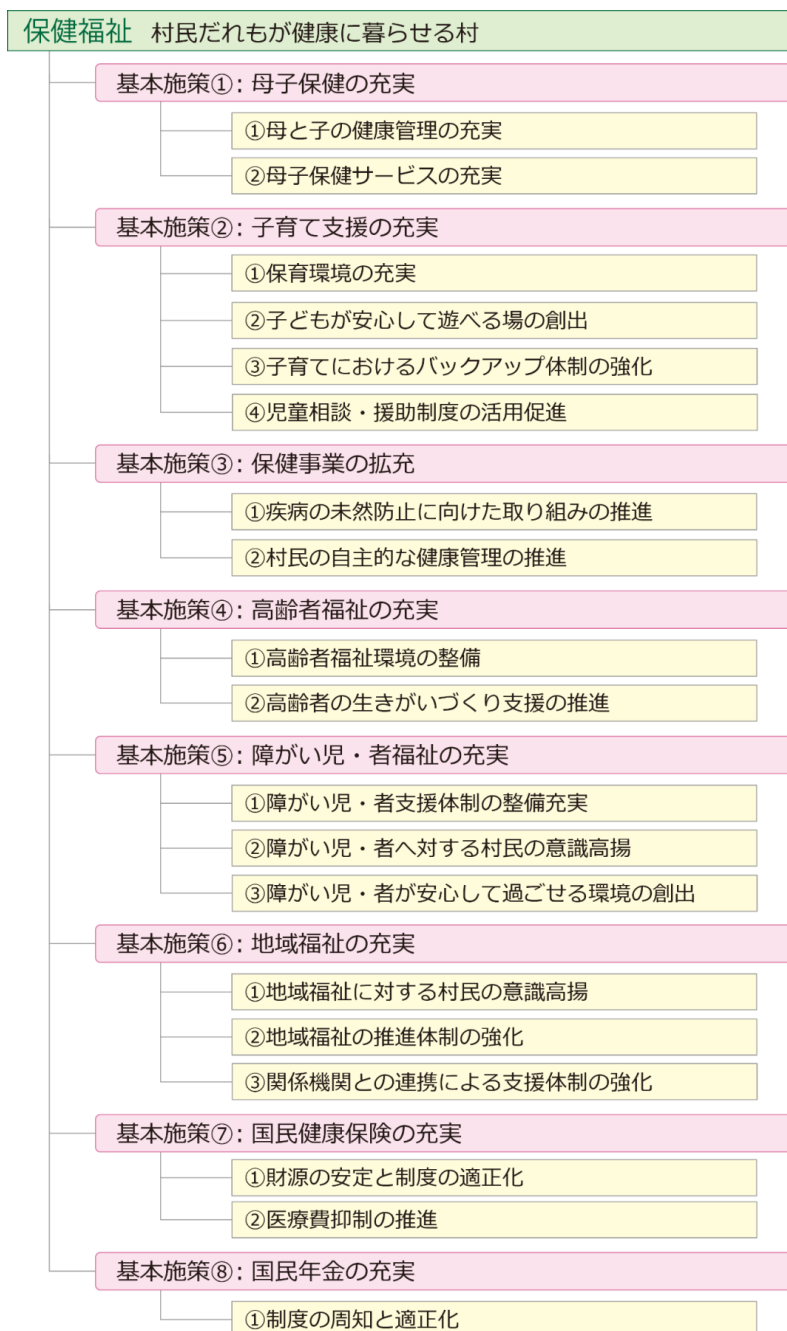
村民だれもが健康に暮らせる村

基本目標

村内への人口流入や出生数の増加等による人口増加を踏まえ、子育て支援、介護サービス、高齢者の生きがいづくり、障がい児・者への支援体制等の充実を図るとともに、村民、行政、事業者が連携し、地域で福祉を支える仕組みを構築します。

また、乳幼児健診の充実や高齢者の要介護状態への予防、生活習慣病対策などの健康管理体制の充実に努め、保健、医療、福祉の連携による総合的な取り組みにより、乳幼児から高齢者まで、すべての村民が健康に暮らせる村づくりに努めます。

施策の体系



基本施策①母子保健の充実

【現状と課題】

近年、本村の人口増加に伴い、村内での妊娠・出産も増加傾向にあります。しかし、核家族化の進行や都市化、働く女性の増加等による子育て環境の変化、地域の中での人と人とのつながりの希薄化から、育児に対する不安も増大しています。特に、少子化、高齢化社会の中で将来的に豊かな社会を形成していくためには、母子の生活の質を高め母子の健康増進のための施策を推進する必要があります。

本村では、乳幼児健診の対象者が増加していることから、実施回数や職員数の増加を図り、充実した健診体制の構築が必要です。

【実施施策】

①母と子の健康管理の充実

- 乳幼児の各発達段階に応じた健診を行うとともに、疾病などの早期発見に努めます。
- 近年の出生数及び転入者の増加に応じて、健診回数の増加に努めます。

②母子保健サービスの充実

- 妊婦健康診査を充実し、妊婦の健康管理と保健指導に努めます。
- 母子保健推進員の活動を支援し、産後の母子の健康や乳幼児期の育児についての指導・相談を拡充させます。
- 妊産婦の産前産後の不安を和らげるための各種相談や栄養士による貧血対策等の指導強化に努めます。
- 子どもの医療費の立て替え負担を軽減するため、直接支払い制度の導入を検討します。
- 医療費や補助の有無に関する情報発信を強化します。
- 子どもの医療費助成については、該当年齢の引き上げ等の拡充に努めます。

基本施策②子育て支援の充実

【現状と課題】

子育て支援は、次代を担う児童を心身ともに健全な人材として育成支援するため、児童を取り巻く家庭や社会環境の変化などに対応した施策の拡充が求められています。これまでも社会福祉協議会と連携した生活相談の実施、次世代育成支援行動計画の策定、吉の浦保育園の開園をはじめとする保育事業の推進、児童公園の整備事業、障がい児に対する援護業務、延長保育など多面にわたって推進してきました。特に、相談専門支援員を担当課へ派遣することにより、相談機能の充実に努め、また、発達支援の相談体制を強化するため、心理相談員の派遣に取り組んでいます。

また、本村では、出生数が増加傾向にあるため、増加する待機児童の改善とともに、さらなる保育施設の充実と子どもの遊び環境の改善が課題となっています。また、障がい児保育の充実や育児サークルの推進により、保護者の不安解消に努めることが必要です。

さらに、母子父子世帯に対しては、生活相談・指導をはじめ、経済的自立を促進するために、職業安定所との連携による就職指導や医療費助成などの支援策を進めてきました。今後も、母子会等への活動支援の継続、相談支援員の能力向上のための研修体制の確立、関係部署との連携等を図りながら、より充実したバックアップ体制を構築することが必要です。

【実施施策】

①保育環境の充実

- 待機児童対策として、認可保育園への助成により、設置件数の増加を検討します。
- 既存の保育所施設の維持管理の強化と整備拡充や教材・備品の改善を図ります。
- 要保育児童数の動向や村民ニーズをふまえた保育所運営の充実を図ります。
- これからの社会的な要請に即した保育内容の充実を図るために、推進体制の強化や障がい児保育の拡充などに努めます。

②子どもが安心して遊べる場の創出

- 子どもたちが安全に自然を楽しみ遊べる環境を創出します。
- 児童館や子育て支援センターの充実を図ります。
- 子どもたちが安心して遊ぶことのできる公園等の改修と維持管理を行います。

③子育てにおけるバックアップ体制の強化

- 育児に対する不安の解消を目指し、育児支援教室や子育てグループの育成支援を行います。
- 障がいを持つ子どもと、その家族との係わりや関係機関との連携を図り、就学の支援などを行います。
- 母子父子世帯への訪問を行い、生活実態を把握するとともに、民生委員児童委員との連携を強化しながら、日常的な悩みなどの聞き取りを行います。
- 母子父子世帯の生活実態に基づき、経済的自立のための生活相談・指導や就職指導の強化、諸制度の活用促進に努めます。

④児童相談・援助制度の活用促進

- 家庭環境に恵まれない児童のために、生活相談・指導や支援策を拡充しつつ、要保護児童対策として養護施設への受入れ体制の強化や斡旋等に取り組みます。
- 児童を養育している家庭の経済的支援を図るために、子ども手当制度や福祉資金制度など諸制度の活用促進に努めます。

基本施策③保健事業の拡充

【現状と課題】

近年では、高齢化・長寿化の進展とともに、保健医療需要の増大が見込まれており、疾病の未然防止を重点施策とし、村民の体力向上や健康の保持増進に向けた支援策を強化拡充することが必要です。

また、村民に対する保健医療サービスの向上を図るとともに、日常的な健康づくり活動の拠点整備を検討する必要があります。

さらに、村民の自主的な健康管理を推進するため、平成9年度から、高齢者を対象としたふれあい事業（地域福祉保健推進事業）を実施しており、開催地域、参加者数ともに増加しています。今後は、ふれあい事業を実施していない地域においても、介護予防事業等を用いて高齢者やボランティア等が集まり、健康づくり活動の拠点を生み出していくことが必要です。

また、ヘルスアップ教室等を活用した健康づくりイベントも継続的に開催しており、村民に対する健康づくりや疾病などに関する知識の普及に繋がっています。

村民一人ひとりが自らの健康管理や保持・増進が図れるように、指導や相談業務の拡充による啓発活動を展開する必要があります。

【実施施策】

①疾病の未然防止に向けた取り組みの推進

- 保健医療施策の推進にあたっては、疾病の未然防止を基本とし、村民総合健康診断、各種予防接種、母子保健などの拡充を図ります。
- 村民の自主的な参加促進による健診率を高め、疾病の予防、早期発見、早期治療に努めます。
- がん検診の受診者増加を図るため、啓発活動を実施します。
- 健診未受診者への周知活動として、未受診者に対する受診勧奨を実施します。
- 健診に対するアンケート調査を実施し、受診率向上に向けた課題の把握と具体的対応を実施します。
- ヘルスアップ教室の参加者増加に向けた取り組みを推進します。
- ふれあい事業の対象地域を増加します。

②村民の自主的な健康管理の推進

- 村民一人ひとりが自らの健康管理が図れるように、住民健康診断に基づいた健康教育や健康相談を強化します。
- 健康増進をテーマとした様々なイベントの開催などによって、健康づくりへの啓発普及を図ります。
- 体力健康保持に寄与するスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。
- 関係機関との連携を強化し、健康生活推進員の活動支援を図り、村ぐるみの健康づくり運動の活性化に努めます。
- 村民に対して日常的にきめ細かな保健医療サービスを提供するために、健康づくり活動拠点の整備を検討します。

基本施策④高齢者福祉の充実

【現状と課題】

本村における高齢者人口は年々増加する一方で、核家族化の拡大、家族のコミュニケーションや扶養意識の変化など、高齢者を取り巻く社会環境の厳しさが増えています。こうした状況の中で、平成12年3月に中城村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、それに基づき、体系的な施策の展開を図っていく中で、寝たきり、一人暮らし老人の在宅対策、健康づくり対策、生きがいづくり対策などの施策を推進しています。

在宅対策では、外出支援として介護事業所の利用促進、移動支援サービスを実施していますが、近年では、老人ホームをはじめとする福祉施設の整備を求める声も上がっており、検討が必要となっています。また、緊急通報システム、福祉電話の事業要綱の見直しやボランティアの適正配置が課題となっています。

健康づくり対策では、介護予防事業実施のための健康診断を共同実施、社会福祉協議会と連携した心配ごと相談の実施、ふれあい事業における健康相談等の実施等に努めてきました。今後とも健康な老後生活のうえで、疾病の未然防止や早期発見をはじめとした健康づくり施策の拡充に努めるとともに、生活習慣の改善や健康増進に対する村民の意識向上を図る必要があります。また、栄養士と連携し、配食サービスの運用効率化を目的とした制度の見直しが課題となっています。

高齢者の生きがいづくり対策では、これまで老人クラブ活動が重要な役割を果たし、スポーツ・レクリエーションや健康づくり活動、ボランティア活動など、多岐にわたる活発な組織活動が展開されてきました。しかし、元気な高齢者が増加しつつある現在、高齢者同士の交流だけでなく、若い世代をはじめとする世代間交流や学習機会の創出が求められています。また、地域包括支援センターの支援体制整備、老人クラブ連合会の実施する介護予防事業への支援を図る必要があります。

【実施施策】

①高齢者福祉環境の整備

- 高齢者の健康づくりや生きがいくくり事業を充実し、認知症サポーター育成等の介護予防の普及啓発に努めます。
- 在宅介護の負担軽減を図るため、在宅高齢者や家族への在宅福祉サービスの充実を図ります。
- 地域の介護予防保健の拠点づくりを推進します。
- 地域密着型（小規模圏域）サービスの充実を図るとともに、地域包括ケア体制を推進します。
- 老人福祉センターの老朽化に対する対応を検討します。

②高齢者の生きがいくくり支援の推進

- 老人クラブの活動支援と育成を推進するとともに、生きがいくくりの一環として、幅広い世代間における交流の場と機会を設けます。
- 敬老会事業、敬老祝金支給事業について、継続的に実施します。
- 老人クラブ連合会が実施する事業への支援を実施します。

基本施策⑤障がい児・者福祉の充実

【現状と課題】

めまぐるしく移り変わる地域社会の中であって、障がい児・者数は、年々増加傾向にあるうえ、障がいの内容も様々で、福祉の需要も多様化しています。そこで、国の障害者計画に基づき、村としての方向性を明確にするとともに、平成 20 年度には地域包括ケア推進協議会を設置し、高齢者部門、障害部門の両側面からの検討体制の整備、社会福祉協議会との連携強化などに努めてきました。また、地域包括センターとの連携により、介護事業の実施を進めています。

しかし、障がい要因、疾病要因の分析が不足しているため、研究体制を強化し、さらに予防対策の充実化を図ることのできる体制の構築とともに、福祉施設と連携による地域との交流や情報共有を実施し、障がいに対する知識普及・意識啓発を図ることが必要です。

また、障がい児への支援体制として、教育機関との連携を図り、一般小中学校への障がい児の受け入れ体制の検討や特別支援学校へ通学する児童生徒に対する支援が必要です。

【実施施策】

①障がい児・者支援体制の整備充実

- 障がいの種別に関する知識の普及を図り、早期支援に努めるとともに、支援が充実する体制整備を図ります。

②障がい児・者に対する村民の意識高揚

- 障がい児・者に対する村民の意識高揚を図るために、関係機関等と地域との情報共有、交流を推進します。
- 既存の支援団体の活動について、周知を図ります。

③障がい児・者が安心して過ごせる環境の創出

- 障がい児・者の社会活動への参加と自立更生を図るため、介護活動、相談事業、療育訓練・指導などの援助施策を推進します。
- 村内の障がい福祉事業所を支援し、雇用機会の創出や機能回復訓練の充実を図り、障がい者の生きがいの創出に努めます。
- 自立更生や経済的な援助を図るために、障害年金や手当支給制度など諸制度の周知と活用に努めます。
- 特別支援学校への通学に対しての支援を検討します。
- 子どものデイサービス、一般小中学校への障がい児の受け入れについて、今後関係機関と協議の上進めていきます。

基本施策⑥地域福祉の充実

【現状と課題】

近年、本村では村外からの転入が増加し、村民の集落コミュニティへの意識変化とともに、住民同士のコミュニケーションも薄れてきているようにみられます。村民の福祉に対する意識高揚、取り組み状況などの周知を図り、安心して暮らせる地域福祉の風土づくりに努める必要があります。

また、高齢者人口の着実な増大、出生数の増加等を背景として、村民の多様な福祉ニーズが高まっています。そのため、地域の民生委員との連携を図り、要援護者支援、地域防災、地域が自主的に取り組む自治活動等の推進を図るとともに、福祉施設や活動拠点の計画的な整備を検討する必要があります。

現在、地域福祉の推進母体として社会福祉協議会が重要な役割を担っており、多面にわたる施策が展開されています。今後も、社会福祉協議会や福祉団体に対する支援強化が必要です。

【実施施策】

①地域福祉に対する村民の意識高揚

- 村民の福祉に対する意識高揚を図るため、地域福祉の取り組み状況などの周知を図っていきます。

②地域福祉の推進体制の強化

- ボランティア育成を推進するために、社会福祉協議会への支援を実施し、きめ細かな福祉活動の展開を促進します。
- 社会福祉協議会などの関連機関と連携を密にし、村民の協力のもとに連帯意識や相互扶助精神で支え合う地域福祉の体制確立を推進します。
- 災害時等における要援護者の基準を設定し、実情に応じた対応を図っていきます。
- 民生委員を中心に、要援護者の状況把握等ができる体制を強化し、各世帯の個別訪問等を実施します。
- 低所得者層について、地域支え合い事業を浸透させ、地域ぐるみの活動を創出します。

③関係機関との連携による支援体制の強化

- 高齢者や障がい者が安心して地域社会に参加できるよう、公共施設等の改善、福祉需要の動向に対応した新たな施設の整備、拠点施設としての既存施設の整備拡充による有効利用の促進を図ります。

基本施策⑦国民健康保険の充実

【現状と課題】

国民健康保険制度は、医療費保障の骨格的な役割を果たし、保健医療の向上や福祉増進に貢献しています。国民健康保険の加入状況は、世帯数、被保険者数とも増加しています。本村では、平成 19 年度から医療費の適正化を行い、国民健康保険の収納率は概ね 93%以上を確保できていますが、今後とも収納対策の強化が必要です。今後とも円滑な国保事業の運営を確保するために、村民に対する制度の周知徹底を図りつつ、保健対策の強化拡充による村民の健康づくり意識を高揚させ、疾病の未然防止、早期発見・治療による保険給付費の軽減に努める必要があります。

そのため、人間ドックの対象年齢の拡大、肥満や生活習慣病の予防を目的としたヘルスアップ教室の充実等により、予防事業・健康増進活動の強化に努めるとともに、ジェネリック医薬品の使用促進により、医療費の適正化を図ることが必要です。

【実施施策】

①財源の安定と制度の適正化

- 各種広報活動を通じて国保制度に関する啓発活動を実施します。
- 将来にわたって国保事業の健全な運営を確保するために、財源の安定化に努めます。
- 事業運営の実情に見合った保険料（税）の適正化とともに、徴収員活動の拡充によって収納率の向上に努めます。

②医療費抑制の推進

- 医療費給付の適正化のためレセプト点検や保健事業の強化に努めます。
- 患者負担の軽減や医療保険財政の健全化のため、ジェネリック医薬品の普及、使用促進を図ります。
- 同一疾病で複数の医療機関に受診している重複受診者等に対し、医療費の抑制に向けた取り組みを検討します。
- 健康増進活動を強化し、医療費抑制に努めます。

基本施策⑧国民年金の充実

【現状と課題】

本村における国民年金の加入状況及び受給状況等の推移を比較してみると、平成18年度の4,997人の加入者に対し、平成22年度は5,104人で、107人の被保険者増となっています。また、拠出年金・老齢福祉年金などの受給状況の推移は、平成18年度の総受給者数2,702人で総支給額が17億6千万円に対し、平成22年度は3,095人で20億6千万円となっており、受給者数、受給総額とも着実に増大し、村民福祉の向上に大きく貢献しています。

一方、保険料の収納状況は優良納付者だった被保険者が、60歳到達に伴い、若年層による保険料未納者の増大で検認率は年々低下している状況であり、このような状態が続けば将来多くの無年金者の発生が予想されるため、広報・周知活動等の早急な対策を講じる必要があります。

【実施施策】

①制度の周知と適正化

- 若年層を中心に未適用者の実態調査を実施し、それに基づいた加入促進を図ります。
- 広報活動や年金相談の充実強化に努め、満期受給のみではなく、障害年金、免除申請に関する意義についても広く周知を図ります。
- 年金受給権の確保を理念とし、関係機関との連携を図りつつ、村民皆年金の確立を目指します。

第6節 生活環境

豊かな自然と住環境が共生する村

基本目標

村民の快適な生活を支える住環境の向上を図るとともに、活力あるコミュニティ形成を促進するため、自治会活動への支援や村民活動のネットワーク化を図りながら、村民相互のふれあい豊かな地域社会の実現に努めます。

また、村内の森林、海浜等の自然環境の実態を把握し、適切な保全、管理、整備、活用方策の検討を行うとともに、環境負荷を軽減する取り組みとして、ごみの減量とリサイクルの促進に向けた村民の理解と意識の高揚に努めます。

さらに、近年顕在化してきた墓地問題への対応を図っていきます。

施策の体系

生活環境 豊かな自然と住環境が共生する村

基本施策①：住環境・コミュニティの向上

- ①定住しやすい住環境の創出
- ②地域コミュニティの育成支援
- ③雨水、生活排水処理対策の推進
- ④環境問題への対応

基本施策②：自然環境の保全

- ①自然環境の実態把握と保全対策の推進
- ②適切な環境整備の推進
- ③新エネルギー導入の推進

基本施策③：景観の形成

- ①安全性に配慮した斜面緑地の保全
- ②歴史的環境を生かした景観形成
- ③景観計画と連携した取り組みの実施

基本施策④：ユニバーサルデザインの推進

- ①公共空間におけるバリアフリー整備の推進
- ②村民の意識啓発と周知の徹底
- ③社会参加におけるバリアフリーの推進

基本施策⑤：墓地対策の推進

- ①規制・誘導等による適正な墓地整備

基本施策⑥：ごみの減量とリサイクルの促進

- ①ごみ処理対策の効率化
- ②ごみ対策及び減量化の推進
- ③廃棄物の不法投棄に対する監視の強化

基本施策①住環境・コミュニティの向上

【現状と課題】

近年における住宅地の拡大、村民のライフスタイルの変化や価値観の多様化などに伴い、伝統的な集落単位での共同体意識の低下が大きな問題として顕在化してきています。また、社会経済の動向を反映し、村民の都市的な生活への移行など、集落環境を取り巻く諸情勢が大きく変化し、生活環境整備に対する新たな課題や多岐にわたる整備ニーズが高まっています。

今後も、快適な集落環境づくりを推進していくために、それぞれの集落の立地や環境特性、村民要望に十分配慮した上で、地域の自主的な環境づくりへの取り組みを促進しながら、生活環境整備の支援策を検討していく必要があります。

また、社会を取り巻く環境変化の中で、村民の日常生活の中に文化やスポーツ・レクリエーション活動を通じたサークル・同好会への参加機会が増えており、新しいコミュニティとして定着・発展しつつあります。さらに、コミュニティ活動の一環として地域における緑化や花壇の設置、清掃活動など環境美化運動が展開されており、住民交流の活発化とともに、優れた環境の保全や美観づくりのうえで大きな成果を上げています。今後もこうした取り組みに対して、継続的な支援を図るとともに、村民生活の変化に即した自治会の発展、新たに本村へ居住しはじめた住民の地域連帯意識の涵養に向けた支援を図る必要があります。

【実施施策】

①定住しやすい住環境の創出

- 生活環境整備として、街路及び歩道の整備をはじめ、排水施設の整備や街灯の設置、既存の緑地を生かした広場、遊歩道の整備などを推進し、安全で快適な住環境を創出します。
- 地域住民の交流や憩いの拠点となる集落施設の整備を促進します。
- 案内板などの広告施設の整備を進め、来訪者への情報提供や地域住民に対する広報板として活用します。

②地域コミュニティの育成支援

- 共同体意識に根ざした自治会の発展とともに、時代の動向や村民生活の変化などに対応した地域コミュニティの育成に向けた支援策を強化拡充します。
- 各種団体やサークル・同好会などを支援し、相互交流の展開によるネットワークの促進により、村民の自主的な幅広い各種団体活動を育成します。
- コミュニティ活動の場となっている集会所等の既存施設の拡充による有効利用の促進をはじめ、新たな村民ニーズに対応した拠点づくりに努めます。
- コミュニティ活動に連動するような環境美化運動の支援を強化し、地域ぐるみの花と緑に包まれた快適な環境づくりを促進します。

③雨水、生活排水処理対策の推進

- 集落における生活環境の改善を図るために、排水施設の整備や維持管理の強化を継続して推進します。

④環境問題への対応

- 日常的に発生する騒音や軍用機から発生する騒音、また悪臭などの環境問題に対し、村民の協力のもと指導するとともに関係機関等への申し入れを継続し、生活環境改善に努めます。

基本施策②自然環境の保全

【現状と課題】

丘陵斜面域および台地域に分布する森林は、本村の自然景観を特徴づけており、水資源涵養や村土保全及び動植物の生息環境の形成など重要な機能を果たしています。また、中城湾に面した海岸域は海浜及び沿岸海域の自然景観を形成しています。このような、森林や海岸域は、広域的に機能する森林レクリエーションや海浜レクリエーション、教育活動の拠点として期待されています。

これまで、流域育成林整備事業による造林保育、斜面の地滑り対策の実施による森林保全、エココスト事業や海岸の清掃作業の実施による海岸域の保全に取り組んできました。将来にわたってかけがえのない自然を守り育て、地域財産として受け継ぐことが重要な課題であると同時に、自然を活かした整備・活用を推進することが必要です。また、村民に対して身近な自然に親しむ機会を創出し、環境保全への意識高揚に努める必要があります。

また、新エネルギーの導入検討が課題であり、景観面での配慮に基づく太陽光発電システムなど再生可能エネルギーの積極的な導入を推進し、将来的には公共施設への導入を検討します。

【実施施策】

①自然環境の実態把握と保全対策の推進

- 森林・河川・海浜の自然環境の実態を把握し、適正な評価に基づいた土地利用、保全対策を推進するとともに、自然とのふれあい機会の拡充などによる、自然共生型の地域づくりを進めます。
- 斜面部の緑地保全を推進します。
- 自然環境や生活環境の保全に向けた、環境教育を実施します。
- 中城の生活環境の背景として重要な斜面緑地・農地周辺・海辺において、それぞれの自然の保全と再生を図り、豊かな自然と親しみのもてる景観の形成を進めます。

②適切な環境整備の推進

- 優れた自然を保全し活用するとともに、潤いのある憩い空間の創出に努めます。
- 緑地、農地の保全と活用を図っていきます。
- 海岸や河川の美化、保全による親水空間の整備を推進します。
- 本村の特徴でもある長い海岸線を活かした親水空間の利活用を検討していきます。
- 定期的な清掃活動により、住みよい環境の整備に努めます。

③新エネルギー導入の推進

- 本村に適した新エネルギーを把握し、積極的に導入を図るとともに新エネルギー導入に対する支援に努めます。

基本施策③景観の形成

【現状と課題】

本村は、落ちついた秩序あるたたずまいをもつ集落やサトウキビ畑をはじめとする農地など、農村として優れた景観が保全されてきました。しかし、近年では、都市基盤の整備が進行していることから、中城らしい自然環境と歴史的環境の調和がとれた景観形成に継続的に取り組んでいくとともに、安全に配慮した景観形成を図る必要があります。

また、内外から注目を受ける中城城跡とそれを囲むバッファゾーンとしての斜面緑地においては、ふるさとの顔づくりモデル事業により、歴史の道の整備が行われ、保全と共に本村のシンボル景観としての形成と今後の利活用が望まれています。そこで、中城城跡と県営中城公園へのアプローチや各地に点在する文化財などの歴史的環境の保全を前提とした景観整備に取り組んでいく必要があります。

さらに、本村では、平成 26 年度に景観行政団体へと移行し、中城村景観計画に基づき良好な景観形成に向けた取組みを開始しました。

【実施施策】

①安全性に配慮した斜面緑地の保全

- 急傾斜危険区域及び崩落危険箇所についての安全性を確保しながら、斜面緑地の適切な保全を図っていきます。

②歴史的環境を生かした景観形成

- 中城城跡の周辺部においては、斜面緑地の保全と共に、史跡地周辺のバッファゾーンとして、歴史的環境の魅力を高める景観形成に積極的に取り組んでいきます。
- 村内各地に点在する御嶽や拝所、村ガーなどの文化財を核として、歴史の継承と合わせた集落地の景観形成を進めます。
- 歴史ある樹木、すぐれた景観のある樹木や樹林、また集落内環境における大木や生垣などの育成保護に努めます。

③景観計画と連携した取り組みの実施

- 中城村景観計画に基づき、より良好な景観形成を図っていきます。
- 中城らしさに配慮した公共施設用地の緑化等、人々の交流をよりいきいきとさせる身近な景観の保全・創造に努めていきます。
- 住宅地におけるうるおいのあるまちなみづくりを進めます。

基本施策④ユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

生涯の暮らしの中では病気やけがによって心身に障がいを持ったり、老齢による全般的な身体機能の衰えなどにより、日常生活や外出が不自由になることがあります。本村でも、役場内のバリアフリー整備の実施、法的事業の推進及び必須事業の整備・相談支援事業における専門相談員の配置、介護予防事業・健康トピック等の定期的広報による介護予防事業の周知、手話ボランティアの育成など、物理的、心理的、制度的バリアの解消を目指した施策を実施してきました。

今後は、不特定多数の人が利用する公共施設を中心とした整備を推進するとともに、障がいに関する知識啓発、障がい者への対応、社会参加を促進するための事業の周知方法の見直し、視覚障がい者・聴覚言語障がい者への情報伝達手段の確保などの検討が必要です。

【実施施策】

①公共空間におけるバリアフリー整備の推進

- 公共施設をはじめ不特定かつ多数の人が利用する施設については、スロープの設置による歩行空間の段差の改善など、高齢者や障がい児・者等が円滑に移動できるための整備を進めます。
- 公共施設における障がい者に対応したトイレ設備の整備を推進します。

②村民の意識啓発と周知の徹底

- 心身に障がいがある人の社会参加を促進するとともに、偏見や差別意識を解消し、マナー意識の向上を図るなど意識啓発に努めます。

③社会参加におけるバリアフリーの推進

- 情報伝達が困難な人に対して障がいを補う伝達方法を検討し、各種活動への参加を促進します。
- 障がい者や高齢者などが参加しやすく、制度的バリアのない行政施策を展開します。

基本施策⑤墓地対策の推進

【現状と課題】

沖縄県の墓地は門中柱や家族墓に代表されるように、他県とは風習や歴史的な背景が異なり、個人で墓地を所有するといった慣習が根強く残っており、これまで、この個人墓地を地域特性として容認してきました。しかし、この結果、無秩序な墓地の立地が進み、快適な住環境の確保、良好な自然環境や地域景観等の保全、計画的な土地利用の推進等について支障が生じています。

そのため、本村においては、今後の墓地の無秩序・無計画な立地を抑制し、秩序ある墓地の形成と適正な管理を推進するために、平成 22 年度に中城村墓地基本計画を策定しました。今後は、計画に従い、村民の墓地ニーズに応えるための新たな墓地区域の設定や墓地運営に係るルールなどについて計画していきます。

【実施施策】

①規制・誘導等による適正な墓地整備

- 公営墓地の整備を検討するとともに、中城村墓地基本計画に基づいた規制誘導の厳格化により墓地の適切な配置を推進します。

基本施策⑥ごみの減量とリサイクルの促進

【現状と課題】

ごみ対策は、村民の日常生活に密接してきめ細かな施策需要が高く、これまで収集システムの改善や円滑な処理体制の強化などを推進してきました。平成 20 年には一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、快適な生活環境づくりに努めています。しかし、近年では、ごみの不法投棄が問題になってきており、防止対策を図るとともに、スムーズな撤去ができる体制を確立する必要があります。

ごみの排出量は資源ごみを除いて増加傾向にあるため、今後は、ごみ処理量が年々増加する状況をふまえ、処理施設の整備改善とともに、粗大ごみや産業廃棄物の増大に対応して広域的な処理体制の一層の強化を図る必要があります。

また、今後とも村民のごみ処理対策への意識高揚を図りつつ、分別収集やリサイクル活動を推進するため、資源ごみのリサイクルや生ごみの自家処理促進制度※2を設けています。

さらに、村民が取り組みやすい施策の展開によるリサイクルの推進や各種団体が実施している活動を外部に発信することによる意識向上を図る必要があります。

し尿処理については、下水道未接続区間における処理の継続を図っていく必要があります。

【実施施策】

①ごみ処理対策の効率化

- ごみ処理量の動向をふまえ、処理施設の維持管理及び計画的な改築等整備により円滑なごみ処理を図るとともに、効率的な事業運営の強化と処理システムの拡充に努めます。

②ごみ対策及び減量化の推進

- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）によるごみの減量化に対する意識高揚を図るとともに生ごみ処理機等の導入による自家処理を促進します。
- 分別収集の計画的な推進及びごみの減量化のために、さらなる分別の細分化を始めとした具体的な施策を展開します。

③廃棄物の不法投棄に対する監視の強化

- 廃棄物の不法投棄に対する監視を強化し、景観保全や環境美化に努めます。

④し尿処理の強化拡充

- 収集体制の改善により、処理の継続を図るとともに、し尿の完全処理を目指し、すでに着手している公共下水道整備事業を計画的に推進します。

第7節 都市基盤

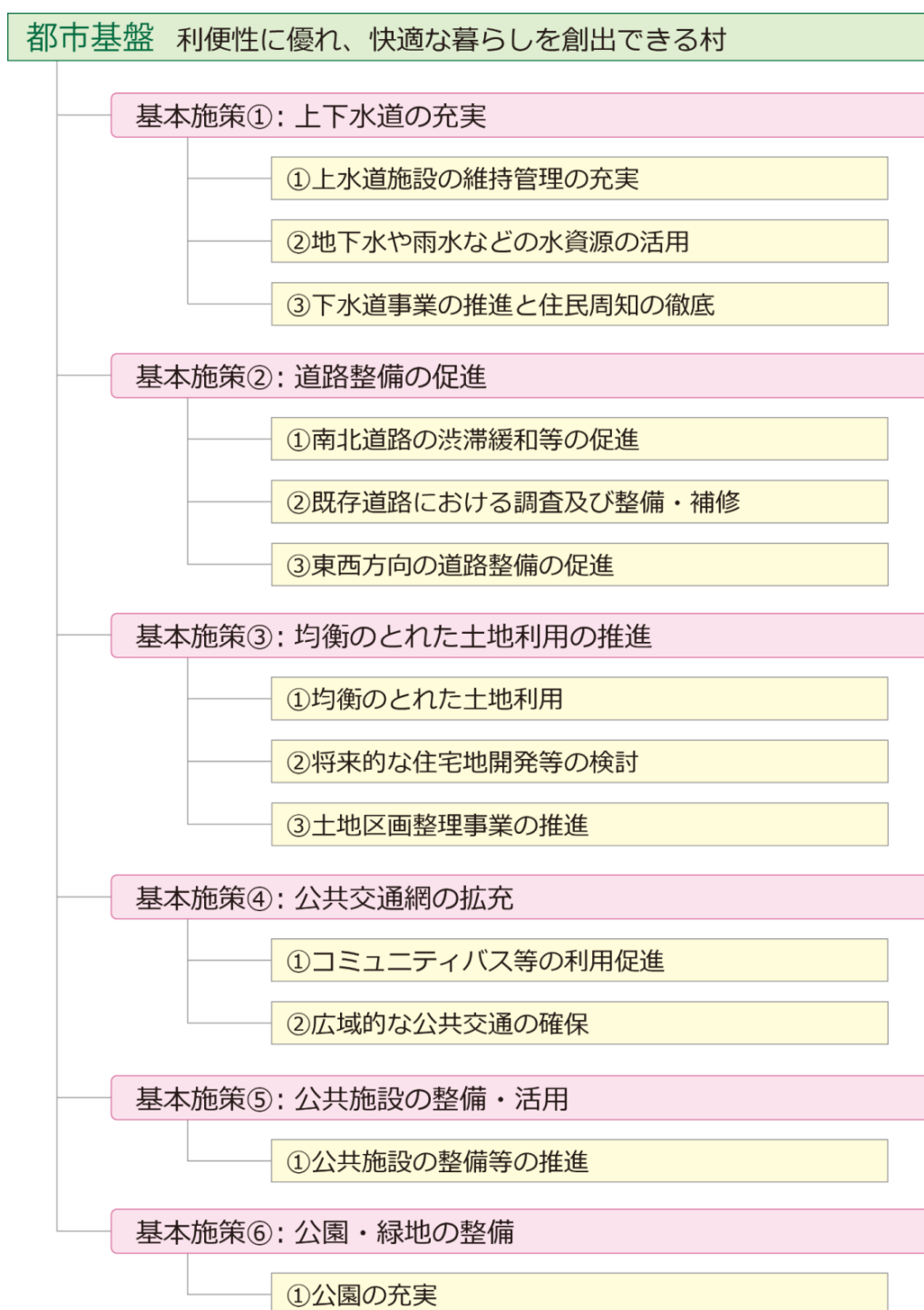
利便性に優れ、快適な暮らしを創出できる村

基本目標

村民が暮らしやすい質の高い都市基盤の創出に努め、村全体での一体的な向上や地域全体の均衡ある発展に向けて、国道をはじめとする道路網の整備、渋滞の緩和対策、適切な土地利用の在り方の検討、下水道の接続率の向上、公共交通の充実に努めます。

また、公共施設のバリアフリー化、村民の生活や生涯学習に有益な施設の建設、既存施設の改善整備を推進します。

施策の体系



基本施策①上下水道の充実

【現状と課題】

上水道の動向をみると、村人口の増加傾向や多様な産業活動の進展とともに、事業規模が年々拡大しており、このような配水量の増大は、村民のライフスタイルの変化や人口増加をはじめ、都市化による事業所活動の進展などに大きく反映されています。本村でも、中城村水道事業6次計画（27年8月）を機に老朽化した管の布設替えの工事や南上原区画整理事業等に伴う新設管の整備を行い、各家庭への水の安定供給を図ってきました。また、新たに新垣配水地（1000 m³）を造設し、水資源の確保に努めています。

今後は、村民に対して上水道事業に対する理解と経営環境の現状と事業拡大による収支見通しをふまえつつ、事業経営の健全化に努め、さらに、家庭における節水型の水利用や地下水、雨水の有効利用の促進を図る必要があります。

また、下水道については、家庭から排出される生活污水によって、河川、地下水、海域の水質汚染が進み、水棲動植物などの生息環境への影響にみられるように、村民生活に密接した身近な環境問題として関心が高まっています。本村でも、都市化による人口増加や地域開発の進展により、一日の平均排水量は年々増加しており、ますます生活雑排水や産業汚水による環境汚染の進行が危惧されています。

本村では、関係機関との相互調整のもとに事業計画を策定検討し、本格的な公共下水道整備に着手し、布設を進めてきましたが、接続率は平成22年度現在で31%程度にとどまっており、公共下水道の供用開始に際して今後とも啓発普及運動を展開する必要があります。

【実施施策】

①上水道施設の維持管理の充実

- 生活用水の需要増大に対応した水道施設の整備拡充により、円滑な給水体制を確立することで、良質で安定した生活用水を供給します。
- 宅地化の進展や産業活動の多様化などをふまえ、中長期の視点に立った上水道事業を計画的に推進します。
- マッピングシステムの拡充を図り、老朽管の早期発見・漏水対策を推進します。
- 地震に備えた耐震性のある施設の整備を推進します。

②地下水や雨水などの水資源の活用

- 村民に対して日常的な節水意識の高揚を図ります。
- 公共施設の整備にあたっては、雨水の集水・貯水及び利活用など節水型の水利用システムの導入を検討します。

③下水道事業の推進と住民周知の徹底

- 中城湾南部流域公共下水道の整備を推進し、生活污水の衛生的な処理体制を確立します。
- 村民に対して公共下水道に関する啓発普及とコンセンサスづくりに努め、円滑な事業計画の実施とともに、住民に対するきめ細かな説明のもと下水道の接続率の向上を図ります。

- 公共下水道整備と平行して、河川において部分的・段階的に自然環境復元による親水空間を創出し、公共下水道の環境保全の効果を目に見える形で提示します。
- 水洗化の普及に対応し、家庭浄化槽の維持管理の促進に向けた指導体制を強化します。

基本施策②道路整備の促進

【現状と課題】

本村は、本島中南部都市圏のほぼ中央に位置し、東部における道路交通の要衝にあり、国道、県道、沖縄自動車道を広域幹線路とし、その支線として村道及び農道が相互に連絡し、村域をくまなくネットワークする道路網が形成されています。広域幹線路である国道 329 号が東側、沖縄自動車道が西側で南北に走り、東西方向に県道 35 号、県道 146 号で結ばれています。また、南上原土地地区画整理事業区域を南北に走る県道 29 号（那覇北中城線）は、県道 35 号と連結して台地域の縦軸となっており、村道では、とくに吉の浦線、奥間南上原線、ウフクビリ線、安里中央線、潮垣線などが主要な地域間連結の機能を果たしています。道路整備の状況をみると、植栽や歩道の設置など円滑な通過交通の確保や安全で快適な道路環境づくりが進められており、村道においても集落間連絡道や通学道などを優先し、道路機能に対応した整備が実施されています。

今後の道路・交通網の整備拡充について、国道、県道の継続的な整備や維持管理の強化促進とともに、村道及び隣接市町村との連結による道路ネットワークを強化拡充し、本島中南部東海岸地域の開発進展に対応し、広域的な道路交通ネットワークの強化が求められています。また、村道では、道路機能の実情をふまえ、地域開発の動向や土地利用との整合性に配慮し、中長期的な計画に基づいた拡幅改良、新設事業を推進するとともに、快適な道路環境づくりを進める必要があります。

【実施施策】

①南北道路の渋滞緩和等の促進

- 国道、県道、村道などの有機的な連結を図り、それぞれの道路機能を高め合うような広域道路ネットワークを強化します。
- 隣接市町村との協力体制により、将来的な中城湾岸域を取り巻く広域的な開発動向と中南部における南北道路の連携強化に対応し、海岸地域の土地利用を軸として国道 329 号バイパスの整備促進を検討します。
- 国道及び県道の渋滞緩和策については、右折レーンの設置を視野に入れた改良を関係機関に要請します。

②既存道路における調査及び整備・補修

- 村道整備では、維持管理や改良・舗装事業を主体に継続的に進め、地域からの要望をふまえつつ、集落間連絡道、通学道などを優先的に整備します。
- 橋梁の長寿命化に向けた調査を実施し、対応を図っていきます。

③東西方向の道路整備の促進

- 防災道路・避難道路として、また将来的な普天間飛行場返還を見据え、国道 329 号から国道 58 号への横断道路の整備を促進します。

基本施策③均衡のとれた土地利用の推進

【現状と課題】

隣接市町村における市街化の急速な拡大とともに、本村においても南上原地区における区画整理事業の進捗に伴い、都市的土地利用に対する需要の増大が顕在化してきています。

本村の土地利用を取り巻くこうした状況の中で、村が抱える土地利用施策の上での課題の一つとして、住宅用地の確保が挙げられます。特に、市街化調整区域内における農用地の住宅用地への転換を求める村民からの声が顕著であり、これは、産業としての農業の衰退という問題にも起因するものと考えられます。

これに対し、村は優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針等の策定作業を開始し、市街化調整区域内においても、一定の条件のもと住宅の建築が可能となるよう進めています。

今後も村全体としての住宅ニーズが見込まれることが予想され、村全域において均衡のとれた土地利用の推進を図っていくことが求められています。

また、農地を含めた森林、海岸線などの自然環境は、本村の豊かな景観の根幹をなすものであり、積極的な保全・活用を図っていくことが必要です。

【実施施策】

①均衡のとれた土地利用

- 本村の大部分を占める農地や森林、海岸線などの自然環境については、適切な保全を図っていきます。
- 優良農地については、積極的に農用地としての保全・活用を推進します。
- 新たな土地利用の導入も含め、農業系土地利用、住宅系土地利用、商業系土地利用、工業系土地利用等、異なる土地利用の調和のとれた配置を実現していきます。
- 自然景観や広大な田園風景などの本村の魅力の維持・向上に努め、これらを最大限に活用していきます。

②将来的な住宅地開発等の検討

- 将来的な居住ニーズの動向に対応するために、新たな市街地形成の促進を検討します。
- 既存の農用地においては、優良田園住宅の促進を図ります。
- 必要に応じて適正な形での農振農用地の見直しを検討し住宅用地等が確保できるよう推進します。

③土地区画整理事業の推進

- 南上原地区土地区画整理事業については、早期の事業完了を目指して強力的に推進します。
- 区画整理地区内の保留地については、関係機関との連携を強化し早期の処分に努めます。

基本施策④公共交通網の拡充

【現状と課題】

住民の日常的な通勤、通学、買物などの交通手段としては、路線バスが公共交通の役割を果たしており、沖縄市、西原町、那覇市などと結ぶ広域路線網が確保されていました。

しかし、近年では廃線となっているバスもあり、高齢者や子ども等の交通弱者への対応が課題となっています。

バス交通については、住宅開発の進展などによるバス利用需要の動向に対応した路線網の拡充や運行回数の改善などを促進するとともに、平成27年度に導入されたコミュニティバス、デマンドタクシーの利便性の向上による利用促進を図りながら、更なる利用促進を図っていきます。

【実施施策】

①コミュニティバスの利用促進

- コミュニティバス、デマンドタクシー等の利用を促進します。

②広域的な公共交通の確保

- コミュニティバスと他の公共交通との接続強化を図ります。
- 新たな公共交通システム導入が検討される場合には、本村にもその恩恵が受けられるよう関係機関への要請を検討します。

基本施策⑤公共施設の整備・活用

【現状と課題】

現在、村内における公共施設整備の課題としては、まず、役場庁舎の新規整備が挙げられます。老朽化が進む役場庁舎については、より効率的な村民サービスの提供という観点から、さらにはまた、東日本大震災クラスの大津波が本村を襲った場合の避難指示の中核拠点として、配置を含めた幅広い検討に基づき、機能充実を図っていくものとします。

次に、社会教育の拠点となる公共施設を考えた場合に、ひとつは吉の浦会館をはじめとする既存施設の適切な維持管理や必要に応じた整備拡充を図っていくことが求められます。

さらに、これらの公共施設については、より多くの村民がその価値を享受できるように、集約化を含めた配置の再検討を行っていくことも大きな課題となっています。

【実施施策】

①公共施設の整備等の推進

- 村民サービスの向上のため、役場庁舎の移転、整備を行います。また、庁舎機能については、村民の意見を収集し検討を行います。
- 公共施設の維持管理を強化します。
- 既存施設の整備拡充により機能的な活用の促進を図ります。

- 村民の身近なコミュニティ活動の拠点となっている自治公民館の機能拡充を促進し、活動の活性化を図ります。
- 子どもたちの学習や新たな生涯学習の拠点として、図書館機能の充実を図ります。
- 吉の浦公園においては、村民のスポーツ・レクリエーション需要の動向をふまえつつ、交流拠点として整備拡充します。
- 公共施設については、村民の利便性を勘案したうえで集約化を検討します。

基本施策⑥公園の充実

【現状と課題】

公園・緑地は、潤いと安らぎに満ちた生活環境を確保し、地域住民の日常的な交流拠点や防災対策のうえで、重要な機能を果たしています。特に、近年、人口の増加や出生率の増加を踏まえ、公園整備を進めてきました。

また、現在、吉の浦公園は、総合的な運動施設など多様な野外活動施設を備え、村民をはじめ広域的なスポーツ・レクリエーションの拠点となっています。

今後はこうした公園・緑地の適切な維持管理を進め、住民ニーズに対応した多様な活用の中での機能を維持していく必要があります。

一方で、今後土地利用の見直し等が行われた場合には、その動向に応じて、新規の公園整備については検討していく必要があります。

【実施施策】

①公園の充実

- 吉の浦公園を含め、既存の公園においては照明の設置等による安全対策や衛生面の改善、環境整備を実施します。
- 公園の長寿命化計画に基づき、対応を図っていきます。
- 村民や事業者等と連携し、公園の適切な維持管理に努めます。
- 史跡、文化財などを保護活用し、中城城跡とその周辺地域は、村のシンボルゾーンとして関係機関との連携のもとに県営中城公園の整備を促進します。

第8節 産業経済

多様な産業が調和しながら発展し、豊かに暮らせる村

基本目標

村内の農水産業は、高齢化による後継者の減少等が課題となっていますが、特産品の開発、新たな販売ルートの開拓、地産地消の促進、農水産物のPR、新規就農者を受け入れる仕組みの確立等により、農水産業の振興を図ります。

また、南上原地区の土地区画整理事業や久場・泊地区の市街化区域編入を基盤として、新たな企業の誘致や起業家への支援により雇用機会の拡大を支援します。

観光では、新たなニーズに対応するプログラムの展開や観光客の受け入れ態勢の強化と広報・PRの充実を図りながら、より多くの来訪者獲得に向けて取り組みます。

施策の体系

産業経済 多様な産業が調和しながら、豊かに暮らせる村

基本施策①：農業の振興

- ①収益向上のための取り組みの推進
- ②後継者の育成
- ③新たな農業施策の展開
- ④遊休農地の管理・活用方法の検討

基本施策②：水産業の振興

- ①生産基盤の強化
- ②漁業経営の近代化
- ③漁場環境の保全
- ④生産組織組合の活性化

基本施策③：商工業の振興

- ①地元企業育成の推進
- ②村民ニーズに対応した企業誘致の実施
- ③小規模企業の組織化の推進
- ④地域購買コミュニティの維持
- ⑤工業の育成
- ⑥企業立地環境の改善

基本施策④：特産品の開発・販売

- ①特産品開発等の推進
- ②新たな販売ルートの確立
- ③効果的な情報発信の実施

基本施策⑤：観光の振興

- ①中城城跡及び周辺の計画的な整備の推進
- ②観光客の受入体制の整備
- ③新たな観光プログラムの創出
- ④広報・PRの充実

基本施策①農業の振興

【現状と課題】

本村の農業は、恵まれた環境のもとに基幹産業として発展し、その振興に向けて多面的な施策が展開されています。特に、基盤整備を計画的に推進し、農業生産環境づくりが着実に前進し、生産品目の多様化が進んでいるものの、基幹作物であるさとうきび生産においては、平成 10 年に約 13,300 トンあった生産量が、平成 22 年では約 6,450 トンと半分以下にまで落ち込んでおり、減少傾向に拍車がかかっている状況です。また、さとうきびに限らず、他品目を含めた農業生産全体についても、ここ数年においては低迷傾向をたどっています。

一方で、著しい社会経済の動向の中で、農業生産技術や農産物流通システムの高度化などが急速に進み、農業経営を取り巻く環境変化に対応した新たな課題が発生しています。農家数は依然として減少傾向をたどっており、また兼業率が高く、都市近郊で多様な就業機会に恵まれることから、他産業への労働力の流出が反映されています。

また、台風や長雨など自然災害による影響も大きく、農家にとっても経営面での不安や農業従事者の高齢化に伴う後継者問題などの課題も顕在化し、農業就業人口は農家数と同様に減少傾向にあり、農業の基幹労働力の高齢化が急速に進んでいます。

農作物の生産状況は、さとうきびを基幹作物として、野菜類、花き、果樹など多様な構成となっていますが、県内において特産品として位置づけられる島にんじん、島大根についても、生産の伸び悩みがみられ、ここ数年で増産傾向にある品目は、キャベツ、トマトのみとなっています。

農用地について、畑地面積は、都市化の進展による宅地などへの転用によって、徐々に面積が減少し比率が低下しています。一戸当たりの経営耕地面積も減少しており、近年における農業生産を取り巻く厳しい動向とともに、遊休農地の拡大が反映されているものとみられます。これまで、農業振興の主要施策として、計画的な基盤整備が推進され、県内でも先導的な地域として生産環境の改善が進展してきました。

こうした現状の中で、農業を取り巻く諸情勢は厳しさを増していますが、一方で充実した農業生産基盤と都市近郊であるといった特性を活かし、他産業との連携や新たな農業施策の展開により、多様性を持った農業の持続的な発展を目指していくことが求められます。

今後も高付加価値で消費者の需要に対応した高品質な農産物の主要地形成による安定した農家所得の確保を目指すとともに、新たな農業の動向に対応した農業生産環境の整備拡充を図っていくことが必要です。

さらに、村の景観の基盤となる農地の保全という観点から、遊休農地の活用を積極的に図っていくことが必要です。

【実施施策】

①収益向上のための取り組みの推進

- 地域の生態系や景観の保全、防災に配慮して農業施設を整備します。
- 消費者の「健康」、「安心」、「本物」志向に対応した有機・減農薬作物の栽培を推進するとともに、将来的な消費者ニーズにも応えることができる環境保全型の農業の確立に努めます。

- 高収益な作物の導入によって主産地形成を図り、安定した農業生産による農家所得の向上を目指すとともに、消費者需要や市場情報に対応した高品質な農産物を確保し、市場銘柄の確立に努めます。
- 農業技術の進展に対応し、営農技術の指導・普及体制の強化や機械化の導入、土づくり運動の推進、農地流動化の促進などによって、農業経営の近代化、合理化や農家経営の共同化、法人化を促進します。
- 農協などの関係機関との連携を強め、地域における共同集出荷体制や市場情報ネットワークなどの拡充によって、農産物流通の円滑化に努めます。

②後継者の育成

- これからの本村農業を担う後継者となり、先導的な農業経営に取り組む農家の育成に努めます。
- 認定農業者制度を推進し沖縄県中部農業改良普及センター等の関係機関との連携のもとに、農業者や生産組織などに対する農業経営の改善に向けた支援を図ります。

③新たな農業施策の展開

- 新たな農業の展開に対応した農業構造改善事業の推進による農業近代化施設を整備拡充するとともに、農業生産の動向をふまえ、農業生産環境の改善に努めます。
- 農家のニーズに応じて植物工場の導入に向けた支援を行います。
- 琉球大学等と連携し、産学官連携による新たな農業施策の展開に努めます。
- 中城村食料・農業・農村基本条例に基づく施策の実施に努めていきます。
- 本村の立地特性を活かし、社会動向を踏まえた都市近郊農業を推進します。
- 県内市場を対象にした高鮮度な農作物の生産拡大に努めます。
- 構造改革特別区域制度による農業特区により新たな施策の展開が図られるよう検討します。

④遊休農地の管理・活用方法の検討

- 村内や都市部のシルバー世代、団塊世代への遊休農地の貸出や小中学校等を対象にした農業体験など、多くの人が農業に直接触れる機会を創出し、農業に対する意識向上と活性化を図ります。
- 遊休農地の新規就農希望者及び規模拡大希望農業者へ斡旋事業を継続的に実施します。
- 行政等による営農指導等や支援の強化により、担い手の育成と遊休農地の解消を図ります。
- 遊休農地、耕作放棄地の荒廃を食い止めるために、草刈などの管理指導を強化します。
- 村内における遊休農地の解消については、パンフレット等で制度や方法について周知を図っていきます。
- 農地所有者に対する調査等を実施し、貸出意思を取りまとめたデータベースを運用しながら利用希望者とのマッチングの仕組みを継続して取り組んでいきます。

基本施策②水産業の振興

【現状と課題】

本村は、中城湾海域に面し、水産業の発展のうえで恵まれた立地環境にあるものの、零細的な経営形態を主体として、近年における漁獲高、生産額の横這い傾向など、漁業生産を取り巻く厳しい環境下にあり、新たな振興策の展開が求められています。これまで、水産業振興に向けて中城浜漁港の整備を主要事業として取り組み、平成 20 年度から 24 年度の 5 年計画で、漁港改修工事を実施しています。

また、漁業協同組合に対して、団体育成補助金、漁具購入補助金などによる支援施策を推進しています。特に、中城浜漁港は、第 7 次漁港整備長期計画に基づき、防波堤、船揚場、物揚場、泊地、関連施設及び環境整備などが推進され、漁業生産拠点として総合的な機能が強化されています。また、沿岸漁場整備事業や漁民センターの整備といった生産基盤の強化、生産組織活動の活性化に取り組んでいます。

一方で、産業としての漁業を継承していく上では、後継者の確保という大きな課題があるものの、漁業経営の近代化や後継者育成のための支援施策の推進といった具体的な取り組みについては、着手できていないという状況にあります。

そのため、今後とも、漁協に対する支援策の拡充とともに、漁業従事者の高齢化に対応し、後継者を育成することが喫緊の課題であり、さらには漁業従事者に対する経営指導などによって、漁業経営への意識高揚を図っていく必要があります。

また、生産基盤の強化については、今後も必要に応じて、漁港の機能強化に向けた整備拡充や関連施設の実情に対応した計画的な改善をはじめ、漁港背後地の利用を推進していくことが必要です。

さらに、沿岸海域の漁場環境の保全整備とともに、環境特性を活かした養殖・栽培漁業の展開、また、遊漁経営の促進や水産市、イベントの開催など漁家収入の拡大機会を創出する必要があります。

【実施施策】

①生産基盤の強化

- 漁業生産の動向をふまえ、漁港及び関係施設を整備拡充し、拠点機能の強化を図り、水産業の振興に努めます。
- 沿岸漁場の整備を促進し、水産資源の涵養と漁業生産の安定化に努めます。

②漁業経営の近代化

- 漁船規模の適正化や装備の拡充、漁法の改善などにより、漁業経営の近代化を促進します。
- 沿岸漁場を生かした栽培・養殖漁業をはじめ沖合漁業など新たな展開を図ります。
- 都市近郊で中城湾岸域のほぼ中央部という地の利を生かし、遊漁や釣り客に対する漁船レンタルなど観光レクリエーションの進展に対応した水産業の多様化を促進します。

③漁場環境の保全

- 生活及び産業活動による海域汚染を防止するために、監視・指導の強化とともに公共下水道の計画的な整備によって、沿岸漁場の環境保全に努めます。

④生産組織活動の活性化

- 漁業協同組合を支援することにより、組織体制を強化し、多面的な漁業振興策の展開や事業活動の活性化を図ります。
- セリ市の強化など水産物流通の改善をはじめ、後継者育成のための支援施策の推進や漁業従事者に対する経営指導により経営者意識の高揚に努めます。
- 水産業の振興と活性化、交流を促進するための施設の整備に努めます。
- 漁港を拠点にしたイベントの開催などによって、村民の地元漁業に対する意識を高め、漁業従事者との交流を促進します。

基本施策③商工業の振興

【現状と課題】

これまで本村の商業は、集落内に位置する飲食料品小売業がその基盤を担っていましたが、近隣市町村における大型ショッピングセンターの立地や南上原地区への店舗や事務所などの誘致にみられるように、商業活動の多様化が進展しています。

一方で、これまで地域の購買行動を支えてきた個人商店等の減少により、地域高齢者をはじめとした多くの購買弱者が発生するという状況が生まれています。また、村内における商業機能の新規立地が、南上原地区に集中しており、村全体での均衡化という観点から見た場合には、南上原地区以外への商業施設の誘致も、今後、大きな問題として顕在化してくることが予想されます。

これらのことから、既存商業施設については、事業経営の近代化の促進をはじめ、商工会活動と一体となった地元商業の活性化への取り組みなどによって、地域購買コミュニティの育成を図っていく必要があります。

さらに、村民の商業サービス需要の動向をふまえた企業誘致を図っていくことが必要であり、今後とも一定の人口増加が見込まれることから、村土地利用との整合性をふまえた計画的な商業機能の導入を図ることが求められています。

工業については、都市近郊という立地特性を背景に県内でも比較的早くから工業関連事業所の立地がなされ、近年において総じて事業所が増える傾向にあり、食料品製造業、金属製品製造業を中心に多様な業種で構成されています。本村の主な工業は、海岸地域を中心に泊、伊舎堂地区に集積した工業地が形成されているものの、都市化の進展とともに居住区域内及び隣接立地の事業所において、厳しい生産環境下へと変化しつつあります。

また、久場・泊地区における市街化区域編入事業の促進による工業用地の確保や小規模企業の集団組織化による体制強化を図るなど、新規企業と既存企業の発展を両立させていくことが大きな課題となっており、事業経営の改善などに向けた支援策の促進とともに取り組んでいく必要があります。

【実施施策】

①地元企業育成の推進

- 商工会の円滑な運営確保に向けた支援に努め、地域活性化と連動した組織活動の展開を促進します。
- 講習会、研修会の開催による経営指導や相談業務をはじめ、情報提供や交流事業などの拡充を図ります。
- 村内で安心して働くことができる雇用社会を実現させることを目的とし、各関係機関との連携のもと支援を促進し、地元雇用の拡大による村経済の発展と村民生活の向上を図ります。
- 公共事業の村内発注及び資材の地元調達を促進します。
- 商工業界における環境変化をふまえた経営者の意識高揚や事業経営の近代化、合理化を促進します。
- 商工会の事業活動を通じた経営者意識の高揚や融資諸制度の活用などを促進し、事業経営の健全化を図ります。

②村民ニーズに対応した企業誘致の実施

- 企業誘致について迅速な対応とニーズの把握に努め、積極的・戦略的に取り組んでいきます。
- 金融機関や商業関連施設の誘致に向けた取り組みを推進します。
- ホテル等の宿泊施設の誘致を図ります。
- 沖縄電力吉の浦火力発電所の運転稼動に伴い発電所から発生する冷熱エネルギーについて活用を促進するとともに、関連企業の誘致に努めます。

③小規模企業の組織化の推進

- 小規模企業の集団組織化による体制強化を推進します。

④地域購買コミュニティの維持

- 村民の消費生活の需要に対応し、既存商店の拡充や専門店の育成などを促進し、地元購買率を高めます。

- 村民ニーズに対応した、地域売買コミュニティ育成と連動した地域購買力向上目指します。

⑤工業の育成

- 地元雇用を確保し、地域活力の向上を図るため、既存工業の育成に向けた支援策を推進します。
- 本村の立地特性を活かし、地域環境に調和した適性業種の誘致による新規工業の育成を推進します。

⑥企業立地環境の改善

- 将来にわたって企業の定着発展を図るために、長期的な視点に立脚し、土地利用との整合性を十分考慮し、企業の配置誘導とともに、計画的な立地環境の改善に努めます。
- 沖縄中南圏域産業活性化基本計画に基づき、観光リゾート関連・物流関連・情報通信関連産業・地域資源等活用関連産業の集積に努めます。

基本施策④特産品の開発・販売

【現状と課題】

本村における地域特産品の開発については、島にんじんを原料にしたカステラやドレッシング、田イモ発祥の地として田イモパイ等の製品化が進んでいます。これらの製品は、村内外から高く評価されており本村のPRを行っていく上で大きな役割を果たしています。

また、中城城跡内に特産品販売所を設置し、公募による企業参入を図り、中城村内特産品のPRを行ないます。学校給食においては地産地消の取り組みとして、島人参をゼリー等に加工し活用したりするなどの取り組みを推進しています。

一方で、その後の特産品開発については、個人規模での取り組みに留まっている現状であり、継続性という点で大きな課題を抱えています。

さらに特産品のPRについても、十分な効果を挙げているとはいえず、今後は行政、農協、漁協、商工会、生産団体、民間が連携し、より効果的な広報活動を推進していくことが必要であり、特産品の開発を含めた取り組み体制の強化が大きな課題となっています。

【実施施策】

①特産品開発等の推進

- 特産品開発に取り組む個人や組織に対して、継続的なサポートを実施します。
- 農水産品などの地元産品を生かした特産品開発に対し、村ぐるみの推進体制を拡充し、消費者ニーズをふまえた商品づくりなどによって、地域産業としての発展を目指します。

②新たな販売ルートの確立

- 観光とタイアップした独自の商業活動展開を支援します。

- 直売所の設置により、販売ルートの拡大を図っていくとともに、新規の販路開拓を促進します。

③効果的な情報発信の実施

- 村民一人ひとりが販売促進員となれるよう、村民に対して地産品、特産品の理解を深めていきます。
- ホームページでの情報発信やインターネット販売等を通じた中城ブランドの効果的なPRを図ります。
- 中城村のキャラクターである護佐丸を活用したPRを図ります。

基本施策⑤観光の振興

【現状と課題】

本県における観光・リゾート産業は、復帰後の昭和47年に約44万人であった入域観光客数が平成10年には約413万人となっており、平成20年には約600万人を突破して過去最高を記録しました。県の観光振興計画においては、「質の高い沖縄観光の実現」、即ち沖縄観光の付加価値を高めることを最も大きな課題として、体験滞在型観光や観光関連産業の人材育成、観光のバリアフリー化の促進など受入体制の整備、積極的な誘客活動の展開などを推進してきました。

しかしながら、沖縄県を訪れた観光客に対するアンケート調査において、観光における満足度は、美しい海、沖縄らしい風景など観光資源に対しては高いものの、観光施設、食事等の観光内容については相対的に低い状況にあることがわかっています。

一方、本村においては、観光産業の振興や多様な観光ニーズに対応する取り組みが、まだ十分とはいえない状況にあります。しかし、中南部都市圏のほぼ中央部に位置する地理的条件や丘陵斜面域の森林、沿岸地区の海浜など自然環境にも恵まれており、また、中城城跡や多くの文化財を有していることから、観光振興事業の発展可能性の高い恵まれた地域特性となっています。今後は、本村の観光において核となる中城城跡及び周辺地域における県営中城公園整備の進捗とともに、新たな観光資源の開発やグリーンツーリズムなどの展開を農業、漁業の振興、活性化とあわせ検討していくことが求められます。さらに、本村の恵まれた環境特性や既存施設等を活かし、個性的で魅力ある地域づくりや産業の多様化、またスポーツイベントなどに連動した観光・ツーリズムの振興施策を展開する必要があります。

【実施施策】

①中城城跡及び周辺の計画的な整備の推進

- 中城城跡及びその周辺の優れた自然的、歴史的環境を保全し、土地利用との整合性に配慮した周辺環境整備により観光資源として魅力ある地域づくりに努めます。
- 史跡、文化財、伝統芸能などを観光資源として活用するとともに、特に中城城跡とその周辺地域は、本村のシンボルゾーンとして、関係機関との連携のもとに整備を促進します。

②観光客の受入体制の整備

- 食事と土産物等のサービスを複合的に提供することのできる施設や宿泊施設の誘致を検討します。

- グリーンツーリズムへの取り組みを推進するとともに、民泊に対する支援に努めます。

③新たな観光プログラムの創出

- 民泊受け入れによる農業体験プログラム等を検討します。
- 組踊護佐丸や伝統芸能観賞による魅力ある誘客イベントを検討します。
- 歴史の道ウォーキングなど既存イベントの開催を支援します。
- プロや学生のスポーツキャンプ等の誘致に努めます。
- スポーツイベント開催と連動した観光施策を検討します。
- 県内の宿泊施設や他観光施設との連携を強化します。

④広報・PRの充実

- 旅行会社と連携し、中城村で過ごす旅行商品の開発等を推進します。
- 県及び観光関連機関と連携し、行政によるPRの充実を図ります。
- SNSをはじめとしたICTを活用した広報、PRの充実を図ります。

第9節 広域・行財政

効率的で良質なサービスが提供できる村

基本目標

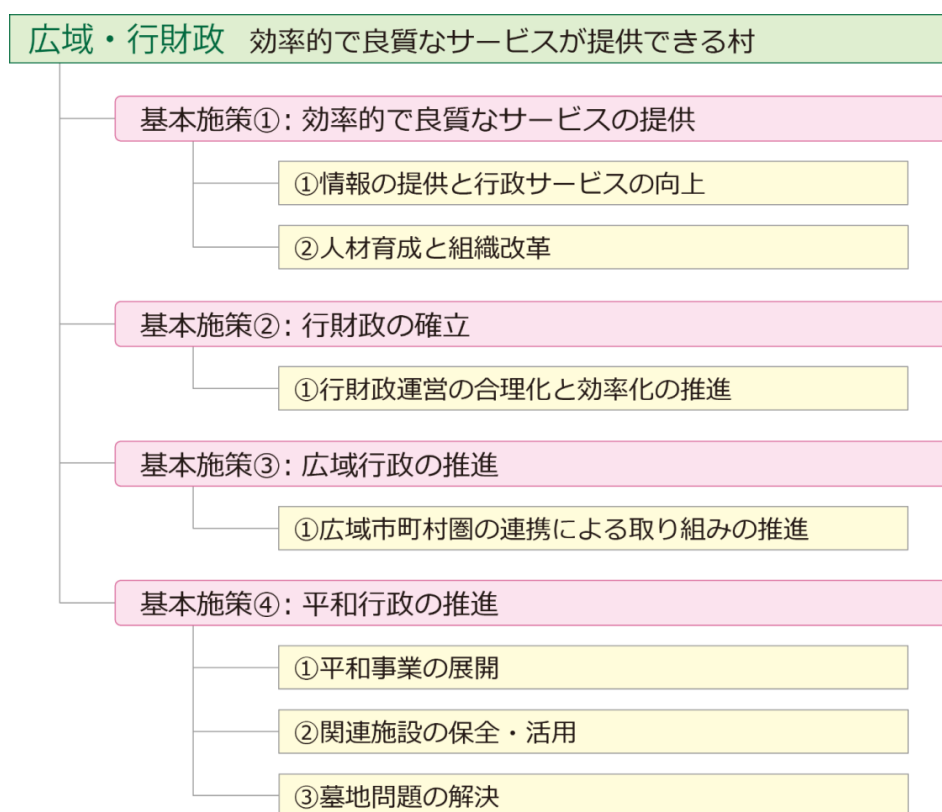
村民のニーズが多様化・高度化する中で、より効果的で行き届いた行政施策が求められています。

そうした昨今の流れの中では、効率的な行政運営を実現するとともに、村民満足度の高いサービスの提供のため、新たな情報通信技術の有効活用も合わせ、村民と行政の情報共有化、広域的な情報発信、広域的課題に対する周辺市町村との連携などが求められます。

そこで、サービス向上のための財源の確保と全村一体となった行政改革を推進し、効率的で良質なサービスが提供できる村を築きます。

また、広域市町村圏との連携や平和行政につきましてもより一層推進していきます。

施策の体系



基本施策①効率的で良質なサービスの提供

【現状と課題】

社会経済情勢の変化の中、行政に対する村民ニーズも複雑・多様化が進んでおり、従来のような行政経営では、遠くない将来に限界を迎えることが予想されます。

今後は、様々な施策を実施していく上で必要な行政資源を確保し、効率的かつ効果的な行政経営を進めていくことが求められます。高質な行政サービスを維持していくためには、村民ニーズの迅速かつ的確な把握が必要であり、意識の高い機動力を持った組織体制の構築が大きな課題であるといえます。

本村の情報化については、ごさまるネット再構築の実施計画策定及び更改作業の実施により安定したネットワークを構築し、このネットワークを活用して、村内の各公共施設間に内線電話網を設置しています。また、中城村役場ホームページ再構築計画を策定し、より活用しやすいホームページのリニューアルに向けた作業を実施しました。

今後はホームページをはじめとした各種媒体を通じて、さらなる村外への情報発信により、中城村のPRを推進していく必要があります。

【実施施策】

①情報の提供と行政サービスの向上

- 村民や事業所に対し、行政サービスをより迅速・正確・適切なものとするとともに行政窓口サービスを向上させます。
- 村長はじめ村職員は、常に村民福祉の向上のため、全力で行政運営を行います。
- 広報紙やホームページ等を充実させるとともに行政懇談会・パブリックコメント制度等により広聴活動の充実に努めます。
- 行政情報を広く村民に提供し、行政に対する村民の理解の増進と行政情報の社会的活用を推進します。
- 情報公開を前提として文書管理システムを確立することにより、手続案内や行政情報の所在案内が的確にできるようにします。
- 村民のさらなる利便性の向上と電子自治体推進のため、情報セキュリティの強化と個人情報保護の徹底を図り、行政事務の電子化を推進します。

②人材育成と組織改革

- 志の高い職員の育成を行います。
- 職員の意識改革と能力開発を行うための人材育成を推進します。
- 職員研修制度の体系化や内容の充実及び自主的な調査研究活動、職員提案制度の導入により、活気あふれる行政組織づくりを推進します。
- 職員の能力をより活かしていくための計画的な人事管理を行います。
- 人事配置に際しては、適材適所の考えに基づき、各分野で必要とされるスペシャリストの養成と配置に努めます。
- 行政サービスが住民にどのように受け止められ、どのように評価されているのか、どのようなサービスが求められているのかを的確に把握し解決するための体制づくりを目指します。

- 村の総合的施策展開に向けた職員の議論、対話の場を創出します。
- 職員が地域の活動に出向き積極的に関わっていくことを目指します。
- 社会情勢や村民ニーズに対応するため必要に応じて機構改革を実施します。

基本施策②行財政の確立

【現状と課題】

全国的に地方財政が厳しい状況にある中、本村においては、景気の悪化を受けながらも自主財源の柱である村税が毎年度伸びています。

しかし、依然として国庫支出金や地方交付税などの依存財源に多く頼っている状況であり、複雑多様化する社会のニーズに対して弾力的かつ的確に対応するためには、長期的な財政計画の運用と経営的視点に立った効率的な財政運営に努め、活力ある施策の展開が可能となるよう、限られた財源の中で、最大限の効果が得られるよう、安定した財政基盤の構築を図っていく必要があります。

また、本村における村税の徴収率は、毎年微増傾向にあるものの、依然として多額の滞納額を抱えています。そのため、さらなる徴収率の向上と滞納額の縮減を図っていくことが大きな課題となっています。

【実施施策】

①行財政運営の合理化と効率化の推進

- 事務事業の目的、必要性、効果などについての説明責任を果たします。
- Plan（企画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Action（改善）のPDCAサイクルを確立します。
- 財政指標を公表するとともに中・長期的な財政計画を策定します。
- 複雑多様化する村民のニーズを的確に把握し、村民福祉の向上を図るため計画行政の確立に努めます。
- 計画的で安定した財源の確保に努め、実施計画の適正な運用による計画行政を推進し、常に健全な財政を維持します。そのために、民間活力の導入や民間委託を促進するとともに自主財源の確保に努めます。
- 中城村ふるさと納税特設サイトやポータルサイト等を活用し、積極的なふるさと納税のPRを行います。
- 国、県等の資金や村債の有効活用を行うとともに、基金の計画的運用を図ります。
- 効率的かつ効果的な予算の配分に徹し、収支の均衡を保った運営に努めます。
- 課税客体の適切な把握に努めるとともに、民間ノウハウの導入等による徴収体制の強化を検討します。
- 企業誘致や住宅建築を促進し、大幅な税収等の増加を目指します。

基本施策③広域行政の推進

【現状と課題】

行政における各分野では、広域的な見地にたって企画、調整することで、より大きな効果が期待できる施策も数多くあります。例えば、広域交通ネットワークや経済観光面等の連携による新産業の創出なども、今後検討すべき事項として挙げられます。

また、広域行政の推進により、低迷する経済状況を打破し、活性化への道すじを明確にするという期待の声も少なくはありません。

このように、今後新たに生じる行政需要に対しては、隣接市町村のみに留まらず、中部広域市町村圏との連携のもとに、合理的な行政運営を確保することが望まれます。

【実施施策】

①広域市町村圏の連携による取り組みの推進

- 広域的に取り組んだ方がよいとされる新たな行政需要に対しては、他市町村や中部広域市町村圏との連携のもとに、合理的な行政運営に取り組みます。

基本施策④平和行政の推進

【現状と課題】

本村は、昭和 60 年に中城村非核宣言を行い、全ての戦争を否定し、核の廃絶と恒久平和の確立をめざして尽力するという村民の姿勢を内外に表明しています。そして、平和を願う村民の創意のもとに地域発展をめざしています。

これまで多くの分野にわたって平和施策を展開し、村民に広く平和の意識高揚に努めてきました。

平成 8 年度より児童・生徒、職員を平和特使として被爆地に派遣し、戦争の悲惨さと平和の尊さを学ぶとともに、平和運動の連帯を深めるために交流を推進しています。また、終戦 50 周年記念事業として、村出身者の全戦没者（5,145 人）刻銘板「平和の波」及び平和の祈念像「平和の風」を設置しており、悲惨な戦争体験を風化させることなく後世に正しく継承し、平和祈念のシンボルとして位置づけられます。さらに、久場崎港跡に「戦後引揚者上陸碑」を建立し、保存・活用に努めています。

毎年開催される村慰霊祭は平和を希求する村民の大事な行事であり、平和意識の高揚のためにも、今後も継続して、これまで培われてきた村民の平和の心を受け継ぎ、平和な村づくりをめざした平和施策の展開を図らねばなりません。

また、人口の増加に伴い、これらの行事の周知を徹底するとともに、平和に対する学習会、講演会等の事業も検討する必要があります。

さらに、教育分野においては、学年毎の系統的な平和学習の実施や上記の平和施策との連携を図っていくことが望まれます。

米軍基地の約 74%が沖縄県に集中し、基地があるが故の事件・事故が発生しています。本村としても、村民が事件・事故に巻き込まれることのないよう米軍基地問題解決への取り組みが求められています。

【実施施策】

①平和事業の展開

- 講演会などの平和事業や各種広報活動の拡充により平和教育、平和学習の機会を創出し、平和の尊さと平和意識の高揚を図ります。
- 戦争を知らない世代の増大をふまえ、戦争体験、戦争の悲惨さを村民に伝えるとともに、青少年平和学習交流派遣事業などを推進し、児童生徒に対する平和教育を充実させます。

②関連施設の保全・活用

- 「慰霊の塔」や「平和の波」、「平和の風」など平和祈念施設や「161.8 高地陣地」などの戦争遺跡については、適切な保全に努めるとともに平和学習資源としての活用を充実させます。

③基地問題の解決

- 米軍基地から発生する騒音等の諸問題や日米地位協定の抜本的見直しについて、関係機関と連携し、解決に向けて取り組みます。